

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準

3 農産第 2895 号
3 畜産第 1972 号
令和 4 年 4 月 1 日
農林水産省 農産局長
農林水産省 畜産局長 通知

改正 令和 5 年 3 月 31 日 4 農産第 5128 号

4 畜産第 2721 号

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 7 農産第 4319 号

7 畜産第 3145 号

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（以下「産地基幹施設等支援タイプ」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。

ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 の 1 のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表 1 の I のメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第 1 産地競争力の強化における都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表 1 の I の 1 のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の 2 年度目以降の実施に要する継続要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 産地競争力の強化に係る予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

ア 優先枠の取組に対するポイントの加算

次の（ア）から（エ）までの取組について、優先枠の範囲内で別表 6 に定めるポイントを加算できるものとする。

(ア) 産地収益力の強化のうち中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

(イ) 重点政策推進の取組（産地収益力の強化のうち水田農業の高収益化及び畑作物の本作化に向けた体制整備の取組、輸出拡大施設の取組をいう。）

(ウ) 産地合理化の促進のうち穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用及び食肉等流通体制整備の取組

(エ) 物流革新に向けた取組

なお、（ア）の取組にあつては、地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2276 号農林水産事務次官依命通知）等に基づく地域別農業振興計画をいう。）に基づき行われることが確実と見込まれる事業実施計画を優先して加算の対象とするものとし、その合計が優先枠の範囲に満たない場合には、上記以外の事業実施計画にも加算できるものとする。

イ 配分対象となる事業実施計画の特定

優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表 1-1-①、別表 1-1-②、別表 1-2-①及び別表 1-2-②並びに別表 2 から別表 6 までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

なお、別表 1-1-①、別表 1-1-②、別表 1-2-①及び別表 1-2-②の合計ポイントが 16 ポイント以上であることとする。

ウ 高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、周年・計画生産の技術が既に普及している品目の施設に係る事業実施計画の特定

高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目の新技術については、同一の新技術の導入地区数は、平成 29 年度以降の累計で 3 地区を上限とし、当年度に提出された事業実施計画において同一の新技術の導入を計画する地区の数（以下「新規導入計画地区数」という。）と、当該技術を前年度までに導入した地区の数（以下「導入済み地区数」）の合計がこの上限を超える場合には、交付金の配分対象となる事業実施計画に係る新規導入計画地区数と導入済み地区数との累計が上限に達するまで、ポイントが上位の事業実施計画から順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア スマート農業実践施設の整備の取組及び高度環境制御栽培施設の整備の取組にあつては、1 年度当たり 10 億円

イ 農畜産物輸出に向けた体制整備の産地食肉センターの取組にあつては、1 年度当たり 25 億円

ウ 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より 2 倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあつては、1 年度当たり 25 億円

エ 受益が 1 経営体（法人）に限定される場合の取組にあつては、1 年度当たり 5 億円

オ ア、イ、ウ及びエに掲げる取組以外のものにあつては、1 年度当たり 20 億円

カ ア、イ、ウ、エ及びオにかかわらず、要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (10) に掲げる中間事業者及び同 (11) に掲げる流通業者が要望できる事業実施計画 1 つ当たりの額にあつては、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 中間事業者 5 億円

(イ) 流通業者 2.5 億円

(3) (1) により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順）に並べ、事業実施計画の要望額の割合に対し、8 割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては農産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 農産物の輸出の推進における都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

農産物の輸出の推進に係る予算額から要綱別表1のIの2のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目の実施に要する継続要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 配分対象となる事業実施計画の特定

事業実施計画について、別表1-1-③及び別表1-2-③並びに別表8及び別表9に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分する。

ただし、別表1-1-③及び別表1-2-③の合計ポイントが16ポイント以上であることとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、第1の2の(2)に準じるものとする。ただし、第1の2の(2)のエ及びカについてはこの限りでない。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順）に並べ、(1)の事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第3 みどりの食料システム戦略の推進における都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

みどりの食料システム戦略の推進に係る予算額から要綱別表1のIの3のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 配分対象となる事業実施計画の特定

事業実施計画について、別表1-1-④及び別表1-2-④並びに別表10から別表13までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分

する。

ただし、別表1-1-④、別表1-2-④の合計ポイントが16ポイント以上であることとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、第1の2の(2)に準じるものとする。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順)に並べ、(1)の事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第4 産地における戦略的な人材育成の推進における都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

産地における戦略的な人材育成の推進に係る予算額から要綱別表1のIの4のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 配分対象となる事業実施計画の特定

事業実施計画について、別表1-1-⑤及び別表1-2-⑤に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分する。

ただし、別表1-1-⑤、別表1-2-⑤の合計ポイントが16ポイント以上であることとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、第1の2の(2)に準じるものとする。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順)に並べ、(1)の事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を

提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第5 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

交付金の配分における要綱第28に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、要綱第4の1のただし書による緊急対策に係る要綱第28に基づく評価結果については、本項を適用しない。

- 1 評価結果の反映は、要綱第28に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（当該達成率が要綱別表1のIのメニューの欄の1から4まで及びIIのメニューにわたる場合にあっては、各メニューの事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

この場合において、要綱別記1の別紙様式1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

なお、評価結果の反映に当たっては、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強農要綱」という。）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「強担要綱」という。）に基づき実施した事業の評価結果についても、同様の取扱いを行うものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県計画の1（1）総括表の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+1ポイント
80%以上 95%未満	0ポイント
40%以上 80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

第6 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映等

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいい、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業における交付金の不用額についても、同様の取扱いを行うものとする。

ただし、要綱第4の1のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しないこととする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
50%未満	0ポイント
50%以上 100%未満	-1ポイント
100%	-2ポイント

(注) 前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100
ただし、前々年度不用額及び割当額には前々年度以前の繰越分を含む。

- 2 地方農政局長等は、国費の効率的な執行に必要なときは、交付金を配分した年度において都道府県における不用額の調査を行い、不用額の発生が見込まれる場合、その額の範囲内で都道府県ごとの配分額を減額する。

第7 配分基準の考え方を見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について」（平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について」（他の事業で準用される場合を含む。）に基づき、令和3年度までに実施した事業又は令和4年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1-1-① (産地収益力の強化に向けた総合的推進)

各メニューの産地基幹施設等（以下「施設等」という。）の整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-①のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別												
土地利用型作物（稲 （新規需要米を除く。））	育苗施設	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8						
	乾燥調製施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8						
	農産物処理加工施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8						
	集出荷貯蔵施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8						
	産地管理施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8						
土地利用型作物（新規需要米） ※新規需要米とは、 輸出用米、米粉用米 及び飼料用米をい う。以下同じ。	育苗施設	A9	A10	A11										
	乾燥調製施設	A9	A10	A11	A13									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A9	A10	A11	A13									
	農産物処理加工施設	A9	A10	A12	A13									
	集出荷貯蔵施設	A9	A10	A11	A13									
	産地管理施設	A9	A10	A13										
土地利用型作物（麦 類（大麦、はだか麦 及び小麦をい う。）） (注) 1	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9				
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7						
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9				
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7						
土地利用型作物（豆 類） (注) 1	耕種作物小規模土地基盤整備	C4	C5											
	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8					
	農産物処理加工施設	C1	C2	C3	C4	C6	C7							
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8					
	産地管理施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6							
	耕種作物小規模土地基盤整備	S1	S2	S3	S4	S5								

土地利用型作物（子 実用とうもろこし）	乾燥調製施設	S1	S2	S3	S4	S5								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	S1	S2	S3	S4	S5								
	集出荷貯蔵施設	S1	S2	S3	S4	S5								
	産地管理施設	S1	S2	S3	S4	S5								
土地利用型作物（土 地利用型作物の種 子）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
	種子種苗生産関連施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
畑作物・地域特産物 （いも類）	耕種作物小規模土地基盤整備	E1	E2	E3	E4	E5	E6							
	育苗施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E11	E12	E13				
	産地管理施設	E1	E2	E3	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E13			
	農産物処理加工施設	E1	E2	E3	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13	
	集出荷貯蔵施設	E1	E2	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13		
	農作物被害防止施設	E1	E2	E6	E7	E8	E9	E10	E13					
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11	E12	
	生産技術高度化施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6							
	有機物処理・利用施設	E1	E4	E6										
畑作物・地域特産物 （甘味資源作物）	耕種作物小規模土地基盤整備	E6	E14	E17	E18									
	育苗施設	E6	E11	E12	E14	E17	E18							
	農産物処理加工施設	E1	E2	E4	E15	E16	E17	E18						
	集出荷貯蔵施設（てん菜に限 る）	E1	E2	E4	E15	E16	E17							
	農作物被害防止施設	E1	E2	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E14	E17	E18		
	種子種苗生産関連施設	E6	E11	E12	E14	E15								
	生産技術高度化施設	E6	E17	E18										
	有機物処理・利用施設	E1	E2	E4	E6	E17	E18	E19						
畑作物・地域特産物 （茶）	耕種作物小規模土地基盤整備	F1	F4	F10	F15									
	農産物処理加工施設のうち荒 茶加工機	F1	F3	F5	F9	F10	F11	F12	F13	F15				
	農産物処理加工施設のうち仕 上茶加工機	F1	F5	F6	F9	F10	F11	F12	F13	F15				

	集出荷貯蔵施設	F2	F5	F7	F8	F11	F12	F13					
	産地管理施設	F1	F4	F11									
	生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設	F1	F4	F11									
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病害虫防除施設	F1	F4	F14									
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G5							
	乾燥調製施設	G1	G2	G3	G4	G5							
	農産物処理加工施設	G1	G2	G3	G4	G5							
	集出荷貯蔵施設	G2	G3	G4	G5								
	産地管理施設	G1	G2	G4	G5								
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G4	G5							
畑作物・地域特産物 (その他)	耕種作物小規模土地基盤整備	G6	G7	G8	G10	G13							
	育苗施設	G6	G7	G8	G10	G12							
	乾燥調製施設	G6	G7	G8	G11	G12							
	農産物処理加工施設	G6	G7	G8	G10	G11	G15	G16					
	集出荷貯蔵施設	G6	G7	G8	G10	G12							
	産地管理施設	G6	G7	G10	G11	G12	G13						
	生産技術高度化施設	G6	G8	G9	G10	G11	G13	G14					
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9			
	育苗施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9			
	農産物処理加工施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9			
	集出荷貯蔵施設	H1	H2	H3	H5	H6	H7	H8	H9	H11	EG2	EG3	
	産地管理施設	H1	H2	H3	H4	H5	H7	H9	H10				
	農作物被害防止施設	H1	H2	H7	H9	H10							
	生産技術高度化施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H11	EG1	
	種子種苗生産関連施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9			
	有機物処理・利用施設	H1	H2	H4	H5	H6	H7						
	農業廃棄物処理施設整備	H5	H6										

野菜	耕種作物小規模土地基盤整備	I1	I2										
	育苗施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8				
	農産物処理加工施設	I3	I4	I5	I6	I7	I8						
	集出荷貯蔵施設	I1	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I10	EG2	EG3		
	産地管理施設	I1	I2	I3	I5	I6	I8	I9					
	農作物被害防止施設	I1	I5	I6	I9								
	生産技術高度化施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I10	EG1		
	種子種苗生産関連施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I9			
	有機物処理・利用施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6						
	農業廃棄物処理施設整備	I3	I4										
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	J1	J2	J3	J4	J5	J7						
	育苗施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7					
	農産物処理加工施設	J1	J3	J4	J5	J6	J7						
	集出荷貯蔵施設	J1	J3	J4	J5	J6	J7	J9					
	産地管理施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8				
	用土等供給施設	J2	J3	J4	J5	J6	J7						
	農作物被害防止施設	J1	J2	J4	J5	J6	J7	J8					
	生産技術高度化施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	EG1		
	種子種苗生産関連施設	J1	J2	J3	J5	J6	J7	J8	J9				
	有機物処理・利用施設	J1	J2	J3	J5	J6	J9						
農業廃棄物処理施設整備	J1	J2	J3	J5	J6	J7							
畜産周辺環境影響低減 (注) 2	浄化処理施設	K1	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13		
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
	脱臭施設	K2	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13		
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
畜産生産基盤育成強化 (注) 3	畜産物処理加工施設	K3	K4	K6	K7	K8	K9	K16	K17	K18	K19	K21	K22
	家畜飼養管理施設	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13	K14		

		K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22				
家畜改良増殖（注） 4	家畜改良増殖関連施設（牛）	K5	K6	K23									
	家畜改良増殖関連施設（豚肉）	K5	K24										
	家畜改良増殖関連施設（鶏肉及び鶏卵）	K5	K25	K26									
	家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	K5	K27	K28	K29								
飼料増産	飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5							
	放牧利用条件整備	L1	L2	L3	L4	L5							
	水田飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5							
	国産飼料関連施設	L1	L2	L3	L4	L5							
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	国産飼料関連施設	L2	L5	L6									
食肉等流通体制整備	産地食肉センター	M1	M2	M3	M4	M5							
	家畜市場	M6	M7	M8									
	食鳥処理施設	M9	M10										
	鶏卵処理施設	M11	M12	M13									
国産原材料サプライチェーン構築（注） 5、10、12	耕種作物小規模土地基盤整備	N1	N2										
	育苗施設	N1	N2										
	乾燥調製施設	N1	N2										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	N1	N2										
	農産物処理加工施設	N1	N2										
	集出荷貯蔵施設	N1	N2										
	産地管理施設	N1	N2										
	農作物被害防止施設	N1	N2										
	生産技術高度化施設	N1	N2										
	種子種苗生産関連施設	N1	N2										
	畜産物処理加工施設	N1	N2										
家畜飼養管理施設	N1	N2											
	耕種作物産地基幹施設整備	N3	N4										

農畜産物輸出に向けた体制整備（注）6	畜産物産地基幹施設整備	N5	N6												
スマート農業実践施設の整備	生産技術高度化施設	01	02	03											
	家畜飼養管理施設	K5	K7	K8	K6	K9	K10	K11	K12	K13					
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22					
地球温暖化対策・環境保全型農業（注）7	耕種作物小規模土地基盤整備	P1	P2	P5											
	育苗施設	P2	P3												
	用土等供給施設	P1	P2	P4	P5										
	農作物被害防止施設	P2	P3												
	種子種苗生産関連施設	P2	P3												
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	P1	P2	P5	P6										
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	P1	P2	P4											
環境保全（小規模公害防除）	耕種作物小規模土地基盤整備	P7	P8												
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	農業廃棄物処理施設整備	P9	P10												
環境保全（地域資源を活用した生産資材の確保）	油糧作物処理加工施設	P11	P12	P13											
	バイオディーゼルの燃料製造供給施設	P11	P12	P13											
有機農業（注）8	種子種苗生産関連施設	P3	Q1												
	育苗施設	P3	Q1												
	穀類乾燥調製貯蔵施設	P3	Q1												
	農産物処理加工施設	P3	Q1												
	集出荷貯蔵施設	P3	Q1												
	産地管理施設	P3	Q1	Q3											
	用土等供給施設	P1	P3	Q3											
	農業廃棄物処理施設	P1	P3	Q3											
	生産技術高度化施設	P1	P3	Q1	Q2										
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	P1	P3	Q3											

	有機物処理・利用施設のうち 地域資源肥料化処理施設	Q1	Q2											
土づくり（科学的データに基づく土づくり）（注）9	有機物処理・利用施設	P1	P5	Q4										
	用土等供給施設（土壤機能増進資材製造施設）	P1	P5	Q4										
	産地管理施設	P1	P5	Q4										
	耕種作物小規模土地基盤整備（土壤土層改良）	P1	P5	Q4										
土づくり（被災農地の地力回復）	耕種作物小規模土地基盤整備（土壤土層改良）	Q5	Q6	Q7										
畜産副産物の肥飼料利用	畜産副産物肥飼料利用施設	R1	R2											
物流革新に向けた取組（注）11	集出荷貯蔵施設	T1												
	農産物処理加工施設	T1												

（注）1：ストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合はB8又はB9を、豆類を保管する場合はC7又はC8を必須とする。なお、B8、B9、C7及びC8はストックセンターを整備する場合のみ選択できることとする。

2：畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。

（1）浄化処理施設を整備する場合は、K1を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

（2）脱臭施設を整備する場合は、K2を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

3：畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。

4：家畜改良増殖の取組のうち牛の家畜改良増殖関連施設を整備する場合は、当該施設で乳牛を取り扱う場合は、K5、K6から1つ又は2つ、当該施設で肉用牛を取り扱う場合は、K5、K23から1つ又は2つの成果目標を立てること。

5：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合はN1又はN2を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（土地利用型作物、野菜、果樹、地域特産物及び畜産物）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

6：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、N3、N4、N5及びN6の中から一つを必須とし、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備）及び整備する施設（食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。）に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

7：環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、P4を必須とし、P1又はP2の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

8：有機農業の取組で産地管理施設、用土等供給施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設及び有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）を整備する場合は、Q1を必須とし、産地管理施設においてはP3及びQ3、用土等供給施設・農業廃棄物処理施設・有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）においてはP1、P3及びQ3、生産技術高度化施設においてはP1、P3、Q2及びQ3の中からそれぞれ1つ、合計2つの成果目

標を立てること。

- 9 : 土づくり（科学的データに基づく土づくり）に取り組む場合にあっては、Q4 を必須とし、P1 又は P5 から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 10 : 食料システム構築支援タイプにあっては、別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 1 の 13 の「生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体」を「生産者及び民間事業者（別記 3 に定めるもの。）」とみなすことができる。
- 11 : 物流革新に向けた取組を行う場合は T1 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）の成果目標又は別表 1－1－②の中から関連する成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 12 : 食料システム構築支援タイプを活用する場合、食料システム構築計画等の到達目標に「計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかを 10%以上拡大」又は「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加。」を設定しているときに限り、「国産原材料サプライチェーン構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

別表 1-1-② (産地合理化の促進)

各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-②のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
		a1	a2	a3	a4								
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (注) 1	乾燥調製施設	a1	a2	a3	a4								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	a1	a2	a3	a4								
	集出荷貯蔵施設	a1	a2	a3	a4								
	種子種苗生産関連施設	a1	a2	a3	a4								
集出荷貯蔵施設等再編利用 (注) 2	集出荷貯蔵施設	b1											
	農産物処理加工施設	b1											
農産物処理加工施設等再編利用 (注) 3	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	c1											
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	c1											
食肉等流通体制再編整備 (注) 4	家畜市場	d1											
	食鳥処理施設	d2											
	鶏卵処理施設	d3											
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	e1	e2	e5	e6								
	国内産いもでん粉工場の合理化	e1	e2	e5	e6								
	国内産糖工場再編整備	e3	e4	e5	e6								
	国内産糖工場の合理化	e3	e4	e5	e6								
乳業再編等整備	効率的乳業施設整備	f1	f2	f3	f4	f5							
	集送乳合理化等推進整備のうち大型貯乳施設整備	f6	f7	f8	f9								
	集送乳合理化等推進整備のうち需給調整拠点施設整備	f10	f11	f12									

(注) 1 : 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は a1 から a4 の中から成果目標を 1 つ、別表 1-2-①の当該施設で取り扱う作物 (稲、麦、豆類等) 又は物流革新に向けた取組の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。また、ストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合は B8 又は B9 を、豆類を保管する場合は C7 又は C8 を必須とする。なお、B8、B9、C7 及び C8 はストックセンターを整備する場合のみ選択できることとする。

2 : 集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は b1 を必須とし、別表 1-2-①の当該施設で取り扱う作物 (野菜、果樹、花き及びいも類) 又は物流革新に向けた取組の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。また、ストックセンターを整備する場合は、当該施設にお

いて麦類を保管する場合は B8 又は B9 を、豆類を保管する場合は C7 又は C8 を必須とする。

なお、B8、B9、C7 及び C8 はストックセンターを整備する場合のみ選択できることとする。

- 3 : 農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は c1 を必須とし、別表 1-2-①の当該施設で取り扱う作物(茶)又は物流革新に向けた取組の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 4 : 食肉等流通体制再編整備のうち家畜市場の再編を行う場合は d1、食鳥処理施設の再編を行う場合は d2、鶏卵処理施設の再編を行う場合は d3 を必須とし、別表 1-2-①の食肉等流通体制整備の成果目標のうち当該施設に対応したものから 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

別表 1-1-③（農産物の輸出の推進）

本メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-③のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
		X1	X2										
土地利用型作物 (稲)	育苗施設	X1	X2										
	乾燥調製施設	X1	X2										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	X1	X2										
	農産物処理加工施設	X1	X2	X3	X4	X5							
	集出荷貯蔵施設	X1	X2	X3	X4	X5							
	産地管理施設	X1	X2										
	生産技術高度化施設	X1	X2										
土地利用型作物 (麦類)	乾燥調製施設	X1	X2										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	X1	X2										
	農産物処理加工施設	X1	X2										
	集出荷貯蔵施設	X1	X2										
	産地管理施設	X1	X2										
	生産技術高度化施設	X1	X2										
土地利用型作物 (豆類)	乾燥調製施設	X1	X2										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	X1	X2										
	農産物処理加工施設	X1	X2										
	集出荷貯蔵施設	X1	X2										
	産地管理施設	X1	X2										
	生産技術高度化施設	X1	X2										
土地利用型作物 (土地利用型作物の種子)	乾燥調製施設	X1	X2										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	X1	X2										
	種子種苗生産関連施設	X1	X2										
畑作物・地域特産物 (いも類)	育苗施設	X1	X2										
	農産物処理加工施設	X1	X2										
	集出荷貯蔵施設	X1	X2	X3	X4	X7							

	産地管理施設	X1	X2																
	農作物被害防止施設	X1	X2																
	種子種苗生産関連施設	X1	X2																
	生産技術高度化施設	X1	X2																
畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	育苗施設	X1	X2																
	農産物処理加工施設	X1	X2																
	種子種苗生産関連施設	X1	X2																
	生産技術高度化施設	X1	X2																
畑作物・地域特産物 (茶)	農産物処理加工施設	X1	X2	X3	X4	X6													
	集出荷貯蔵施設	X1	X2	X3	X4	X6													
	産地管理施設	X1	X2																
	生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設	X1	X2																
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病虫害防除施設	X1	X2																
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	X1	X2																
	乾燥調製施設	X1	X2																
	農産物処理加工施設	X1	X2																
	集出荷貯蔵施設	X1	X2																
	産地管理施設	X1	X2																
	生産技術高度化施設	X1	X2																
畑作物・地域特産物 (その他)	育苗施設	X1	X2																
	乾燥調製施設	X1	X2																
	農産物処理加工施設	X1	X2																
	集出荷貯蔵施設	X1	X2																
	産地管理施設	X1	X2																
	生産技術高度化施設	X1	X2																
果樹	育苗施設	X1	X2																
	農産物処理加工施設	X1	X2																

	集出荷貯蔵施設	X1	X2	X3	X4	X7								
	産地管理施設	X1	X2											
	農作物被害防止施設	X1	X2											
	生産技術高度化施設	X1	X2											
	種子種苗生産関連施設	X1	X2											
野菜	育苗施設	X1	X2											
	農産物処理加工施設	X1	X2											
	集出荷貯蔵施設	X1	X2	X3	X4	X7								
	産地管理施設	X1	X2											
	農作物被害防止施設	X1	X2											
	生産技術高度化施設	X1	X2											
	種子種苗生産関連施設	X1	X2											
花き	育苗施設	X1	X2											
	農産物処理加工施設	X1	X2											
	集出荷貯蔵施設	X1	X2	X3	X4	X8								
	産地管理施設	X1	X2											
	農作物被害防止施設	X1	X2											
	生産技術高度化施設	X1	X2											
	種子種苗生産関連施設	X1	X2											

別表 1-1-④ (みどりの食料システム戦略の推進)

本メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-④のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別												
みどりの食料システム戦略の推進 (注)	耕種作物小規模土地基盤整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	耕種作物産地基幹施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	畜産物産地基幹施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	農業廃棄物処理施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						

(注) : みどりの食料システム戦略の推進の取組を行う場合は、Z1 から Z7 までの中から成果目標を 1 つ立てることを必須とし、別表 1-2-①のうち当該施設で取り扱う作物等の成果目標 (生産性向上等の収益性の向上に資する成果目標に限る。) から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

別表 1-1-⑤（産地における戦略的な人材育成の推進）

本メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-⑤のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
人材育成推進（注）	耕種作物小規模土地基盤整備	Y1											
	飼料作物作付及び家畜放牧等 条件整備	Y1											
	耕種作物産地基幹施設整備	Y1											
	畜産物産地基幹施設整備	Y1											
	農業廃棄物処理施設整備	Y1											

（注）：産地における戦略的な人材育成の推進の取組を行う場合は、類別 Y1 を必須とし、別表 1-2-①のうち当該施設で取り扱う作物等の成果目標（生産性向上等の収益性の向上に資する成果目標に限る。）から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

別表 1-2-①（産地収益力の強化に向けた総合的推進）

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
共通		<p>※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合（各都道府県1事業実施計画に限る）又は受益者が全て認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）の場合（栽培技術や経営ノウハウを習得した者が利用する施設等に限る。）は、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。……………5ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること ・生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと 	
土地利用型作物 (稲(新規需要米を除く。))	A1	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上……………10ポイント 25ポイント以上……………8ポイント 20ポイント以上……………6ポイント 15ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上……………5ポイント 32.5%以上……………4ポイント 25.0%以上……………3ポイント 17.5%以上……………2ポイント 10.0%以上……………1ポイント
	A2	<ul style="list-style-type: none"> ・10a当たり物財費を1%以上削減。 8%以上……………10ポイント 6%以上……………8ポイント 4%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の10a当たり物財費について 全国平均値より15%以上下回る場合……………5ポイント 全国平均値より10%以上下回る場合……………4ポイント 全国平均値より5%以上下回る場合……………3ポイント
	A3	<ul style="list-style-type: none"> ・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする) 25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上……………5ポイント 29.8%以上……………4ポイント 21.5%以上……………3ポイント 13.3%以上……………2ポイント 5.0%以上……………1ポイント
	A4	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上……………10ポイント 9ポイント以上……………8ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。 80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント

		<p>8ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	A5	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。 事業実施年度の直近7中5年平均の値と比べて 50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。 80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	A6	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※(国研)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種の作付割合が1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	A7	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	A8	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※育苗施設の場合は密播育苗の導入を行う場合に限り、本成果目標の選択が可能。</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
土地利用型作物 (新規需要米)	A9	<p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上……………10ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面</p>

		<p>10ポイント以上……………8ポイント 8ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 4ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上……………5ポイント 6.5%以上……………4ポイント 5.0%以上……………3ポイント 3.5%以上……………2ポイント 2.0%以上……………1ポイント</p>
	A10	<p>・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、パン・麺用向けの米粉専用品種(知事特認品種を含む。)と多収性の品種(※)の合計作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上……………10ポイント 35ポイント以上……………8ポイント 30ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 20ポイント以上……………2ポイント ※飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む。)のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の主食用米の年平均単収より概ね1割以上高い品種。 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A13の新規需要米の単収を選択することはできない。</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、パン・麺用向けの米粉専用品種(知事特認品種を含む。)と多収性の品種(※)の合計作付面積の割合が10%以上。 50%以上……………5ポイント 40%以上……………4ポイント 30%以上……………3ポイント 20%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント ※飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む。)のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の主食用米の年平均単収より概ね1割以上高い品種。</p>
	A11	<p>・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物財費に対して95%以下。 85%以下……………10ポイント 87.5%以下……………8ポイント 90%以下……………6ポイント 92.5%以下……………4ポイント 95%以下……………2ポイント</p>	<p>・現状の水稲について 60kg当たり物財費が全国平均値を10%以上下回る場合……………5ポイント 60kg当たり物財費が全国平均値を5%以上下回る場合……………3ポイント</p>
	A12	<p>・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当りに換算)が50%以上増加。 150%以上……………10ポイント 125%以上……………8ポイント 100%以上……………6ポイント 75%以上……………4ポイント 50%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加……………2ポイント 取組開始年から増加……………1ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合……………3ポイント</p>
	A13	<p>・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の年平均単収に対して105%以上。 125%以上……………10ポイント 120%以上……………8ポイント 115%以上……………6ポイント 110%以上……………4ポイント 105%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A10の多収性の品種の作付面積割合を選択することはできない。</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の生産がパン・麺用向けの米粉専用品種(知事特認品種を含む)と多収性の品種(※)によって行われている割合が20%以上。 100%……………5ポイント 80%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 40%以上……………2ポイント 20%以上……………1ポイント ※飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む)のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の主食用米の年平均単収より概ね1割以上高い品種。</p>

土地利用型作物 (麦類(大麦、は だか麦及び小麦 をいう。))	B1	<p>・民間流通における事業実施地区における実需者等 との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係 る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増 加。</p> <p>25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、 は種前契約に係る作付面積について、直近5年前(5年 遡る事が困難な場合は直近3年前)と比較した増加割 合が5%以上。</p> <p>25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	B2	<p>・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛 作表及び2年3作表の作付面積の割合が7ポイント 以上増加。</p> <p>11ポイント以上……………10ポイント 10ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 8ポイント以上……………4ポイント 7ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち 二毛作表及び2年3作表の割合が20%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント 60%以上……………4ポイント 40%以上……………3ポイント 30%以上……………2ポイント 20%以上……………1ポイント</p>
	B3	<p>・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量に ついて、基準値範囲内の割合が2ポイント以上増 加。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※基準値は以下のとおりとする 日本麵製造用 9.7～11.3% パン又は中華麵製造用 11.5～14.0% 醸造用 11.5%以上</p>	<p>・適正なタンパク質含量の小麦生産への取組として、以 下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。</p> <p>①産地でタンパク質含量の適正化に向けた検討会を開 催している ②生育診断の結果を基に追肥を行っている ③土壌診断の結果を基に施肥設計を行っている ④生産者からの荷受けごとにタンパク質含量を測定し、 栽培管理に反映している ⑤タンパク質含量を測定し、出荷単位ごとに実需が求め るタンパク質含量になるよう調製し出荷している</p> <p>3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント</p>
	B4	<p>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直 近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区の麦の単収が地域別(北海道 ・都府県)平均単収に対して101%以上。</p> <p>107%以上……………5ポイント 105.5%以上……………4ポイント 104%以上……………3ポイント 102.5%以上……………2ポイント 101%以上……………1ポイント</p>
	B5	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の 直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向 上。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12.5ポイント以上……………8ポイント 10ポイント以上……………6ポイント 7.5ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場 合は、B6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平 均が60%以上</p> <p>80%以上……………5ポイント 75%以上……………4ポイント 70%以上……………3ポイント 65%以上……………2ポイント 60%以上……………1ポイント</p>
	B6	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の 数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10% 以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 50%以上削減……………10ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平 均が60%以上</p> <p>80%以上……………5ポイント 75%以上……………4ポイント 70%以上……………3ポイント</p>

		<p>40%以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上削減・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	B7	<p>・麦類の新品種もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「新品种」とは、平成20年以降に育成された麦類の品種をいう。また、現状平成20年以降に育成された品種が作付けされている場合、現状の作付品種より新しく育成された品種を新品种とする。</p>	<p>・麦類の新品種もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	B8	<p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・6ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B9の成果目標を選択することはできない。 ※本成果目標は、ストックセンターを整備する場合に限り選択することができる。</p>	<p>・以下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
	B9	<p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B8の成果目標を選択することはできない。 ※本成果目標は、ストックセンターを整備する場合に限り選択することができる。</p>	<p>・以下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
土地利用型作物 (豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。))	C1	<p>・豆類の事業実施地区における上位等級(1、2等)比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が40%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	C2	<p>・フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態に取り組む場合、出荷数量に占める割合が10%以上向上。</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での出荷数量割合が30%以上</p>

		<p>30%以上……………10ポイント</p> <p>25%以上……………8ポイント</p> <p>20%以上……………6ポイント</p> <p>15%以上……………4ポイント</p> <p>10%以上……………2ポイント</p>	<p>②在庫管理システムやトラック予約システム、大型トラックの入場スペースの確保等の取組を行っている</p> <p>③産地、実需者、集荷団体等で物流合理化に関する意見交換を行っている</p> <p>④麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上……………5ポイント</p> <p>2つ以上……………3ポイント</p> <p>1つ以上……………1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
	C3	<p>・豆類の契約栽培比率(入札取引数量を除く。)が事業開始前年(前7中5年)と比較して3ポイント以上向上。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント</p> <p>12ポイント以上……………8ポイント</p> <p>9ポイント以上……………6ポイント</p> <p>6ポイント以上……………4ポイント</p> <p>3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率(前7中5年)(入札取引数量を除く。)が全国平均値(前7中5年)と比較して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上……………5ポイント</p> <p>12ポイント以上……………4ポイント</p> <p>9ポイント以上……………3ポイント</p> <p>6ポイント以上……………2ポイント</p> <p>3ポイント以上……………1ポイント</p>
	C4	<p>・豆類の単収が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上……………10ポイント</p> <p>8%以上……………8ポイント</p> <p>6%以上……………6ポイント</p> <p>4%以上……………4ポイント</p> <p>2%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の単収(前7中5年)が(北海道・都府県)の平均単収(前7中5年)と比較して102.0%以上。</p> <p>127.0%以上……………5ポイント</p> <p>120.8%以上……………4ポイント</p> <p>114.5%以上……………3ポイント</p> <p>108.3%以上……………2ポイント</p> <p>102.0%以上……………1ポイント</p>
	C5	<p>・豆類の作付面積が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上……………10ポイント</p> <p>8%以上……………8ポイント</p> <p>6%以上……………6ポイント</p> <p>4%以上……………4ポイント</p> <p>2%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年(前7中5年)と比較して1%以上。</p> <p>45%以上……………5ポイント</p> <p>35%以上……………4ポイント</p> <p>25%以上……………3ポイント</p> <p>15%以上……………2ポイント</p> <p>1%以上……………1ポイント</p>
	C6	<p>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上……………10ポイント</p> <p>16ポイント以上……………8ポイント</p> <p>13ポイント以上……………6ポイント</p> <p>9ポイント以上……………4ポイント</p> <p>5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。また、現状平成20年以降に育成された品種が作付けされている場合、現状の作付品種より新しく育成された品種を新品種とする。</p>	<p>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。</p> <p>15.0%以上……………5ポイント</p> <p>12.5%以上……………4ポイント</p> <p>10.0%以上……………3ポイント</p> <p>7.5%以上……………2ポイント</p> <p>5.0%以上……………1ポイント</p>
	C7	<p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上</p> <p>60%以上……………10ポイント</p> <p>55%以上……………8ポイント</p> <p>50%以上……………6ポイント</p> <p>45%以上……………4ポイント</p> <p>40%以上……………2ポイント</p>	<p>・以下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある</p> <p>②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている</p> <p>③麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上……………5ポイント</p>

		<p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C8の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※本成果目標は、ストックセンターを整備する場合に限り選択することができる。</p>	<p>2つ以上・・・3ポイント</p> <p>1つ以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
	C8	<p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上</p> <p>20%以上・・・10ポイント</p> <p>18%以上・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・6ポイント</p> <p>13%以上・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C7の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※本成果目標は、ストックセンターを整備する場合に限り選択することができる。</p>	<p>・以下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある</p> <p>②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている</p> <p>③麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上・・・5ポイント</p> <p>2つ以上・・・3ポイント</p> <p>1つ以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
	C9	<p>・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者であり、農産物処理加工施設を整備する場合及び事業実施主体が中間事業者又は流通業者であり、集出荷貯蔵施設を整備する場合に限る)の国産豆類の取扱数量(事業実施主体が取り扱う全量又は当該県産大豆の取扱数量に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。</p> <p>30ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>28ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>24ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>22ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・当該施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を取り扱っている場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・5ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・3ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・1ポイント</p>
土地利用型作物 (子実用とうもろこし)	S1	<p>・作付面積が事業開始前年と比較して5%以上増加。</p> <p>25%以上・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年(複数年平均)と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・5ポイント</p> <p>8%以上・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・3ポイント</p> <p>4%以上・・・2ポイント</p> <p>2%以上・・・1ポイント</p>
	S2	<p>・単収が事業開始前年と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における直近(複数年)の平均単収が地域の平均単収と比較して1%以上高い。</p> <p>5%以上・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・1ポイント</p>
	S3	<p>・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。</p> <p>※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子実収量が高い品種 ・耐倒伏性の高い品種 ・既存の作付品種より後に育成された品種(子実用とうもろこしの栽培にわたっての合理的な理由が明確であること) <p>35ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・5ポイント</p> <p>20%以上・・・4ポイント</p> <p>15%以上・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・1ポイント</p>

	S4	<p>・労働生産性を2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>10%以上…10ポイント 8%以上…8ポイント 6%以上…6ポイント 4%以上…4ポイント 2%以上…2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去(複数年平均)と比較して1%以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>5%以上…5ポイント 4%以上…4ポイント 3%以上…3ポイント 2%以上…2ポイント 1%以上…1ポイント</p>
	S5	<p>・販売金額を3%以上増加。</p> <p>11%以上増加…10ポイント 9%以上増加…8ポイント 7%以上増加…6ポイント 5%以上増加…4ポイント 3%以上増加…2ポイント</p>	<p>・販売金額が過去(複数年平均)と比較して1%以上増加。</p> <p>5%以上…5ポイント 4%以上…4ポイント 3%以上…3ポイント 2%以上…2ポイント 1%以上…1ポイント</p>
土地利用型作物 (種子)	D1	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の合格率が2ポイント以上向上</p> <p>10ポイント、又は合格率が100% ……10ポイント 8ポイント以上…8ポイント 6ポイント以上…6ポイント 4ポイント以上…4ポイント 2ポイント以上…2ポイント</p>	<p>・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数</p> <p>5年…5ポイント 4年…4ポイント 3年…3ポイント 2年…2ポイント 1年…1ポイント</p>
	D2	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。</p> <p>15%以上…10ポイント 12%以上…8ポイント 9%以上…6ポイント 6%以上…4ポイント 3%以上…2ポイント</p>	<p>・当該地区の土地利用型作物の種子の生産面積について、過去5年間の増加が1ha以上。</p> <p>9ha以上…5ポイント 7ha以上…4ポイント 5ha以上…3ポイント 3ha以上…2ポイント 1ha以上…1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	D3	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3年平均の値と比べて1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上又は種子更新率が100% ……10ポイント 4ポイント以上…8ポイント 3ポイント以上…6ポイント 2ポイント以上…4ポイント 1ポイント以上…2ポイント</p>	<p>・種子更新率が現状において50%以上。</p> <p>70%以上…5ポイント 65%以上…4ポイント 60%以上…3ポイント 55%以上…2ポイント 50%以上…1ポイント</p>
	D4	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>10%以上…10ポイント 8%以上…8ポイント 6%以上…6ポイント 4%以上…4ポイント 2%以上…2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。(労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>5%以上…5ポイント 4%以上…4ポイント 3%以上…3ポイント 2%以上…2ポイント 1%以上…1ポイント</p>
	D5	<p>・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の年平均単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上…10ポイント 12ポイント以上…8ポイント 9ポイント以上…6ポイント 6ポイント以上…4ポイント 3ポイント以上…2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の年平均単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上</p> <p>15%以上…5ポイント 12%以上…4ポイント 9%以上…3ポイント 6%以上…2ポイント 3%以上…1ポイント</p>

	D6	<p>・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	D7	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子について、生産する一般種子、原種、原原種の品種数を1品種以上増加。</p> <p>※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。</p> <p>4品種以上……………10ポイント 3品種以上……………8ポイント 2品種以上(麦又は大豆を含む)……………6ポイント 2品種以上(麦又は大豆を含まない)……………4ポイント 1品種以上……………2ポイント ※増加する品種数が分かるもの(種子生産計画など)を提出する。</p>	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子について、現状生産する一般種子、原種、原原種の品種数が1品種以上。</p> <p>※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。</p> <p>5品種以上……………5ポイント 4品種以上……………4ポイント 3品種以上……………3ポイント 2品種以上……………2ポイント 1品種以上……………1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(いも類)	E1	<p>・販売金額を3%以上増加。</p> <p>11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間ににおける販売金額の増加割合が1%以上増加。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E2	<p>・販売数量を3%以上増加。</p> <p>11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間ににおける販売数量の増加割合が1%以上増加。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E3	<p>【でん粉原料用以外ばれいしょ・かんしょのみ】</p> <p>・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。</p> <p>14ポイント……………10ポイント 11.2ポイント……………8ポイント 8.4ポイント……………6ポイント 5.6ポイント……………4ポイント 2.8ポイント……………2ポイント</p>	<p>・契約取引割合が22.4%以上。</p> <p>45.0%以上……………5ポイント 39.4%以上……………4ポイント 33.7%以上……………3ポイント 28.1%以上……………2ポイント 22.4%以上……………1ポイント</p>
	E4	<p>・生産・製造コストを2%以上削減。</p> <p>10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・生産・製造コストが過去5年平均と比較して1%以上低い。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E5	<p>【いも類】</p> <p>・労働生産性を2.6%以上向上。</p> <p>13%以上……………10ポイント 10.4%以上……………8ポイント 7.8%以上……………6ポイント 5.2%以上……………4ポイント 2.6%以上……………2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>

E6	<p>・10a 当たり収量が2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における 10a当たりの単収が過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
E7	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を 8.1%以下に抑制。 0.1%以下……………10ポイント 2.7%以下……………8ポイント 4.5%以下……………6ポイント 6.3%以下……………4ポイント 8.1%以下……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E8 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が 16.2%以下。 1.8%以下……………5ポイント 5.4%以下……………4ポイント 9.0%以下……………3ポイント 12.6%以下……………2ポイント 16.2%以下……………1ポイント</p>
E8	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を 8.1%以下に抑制。 0.1%以下……………10ポイント 2.7%以下……………8ポイント 4.5%以下……………6ポイント 6.3%以下……………4ポイント 8.1%以下……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E7 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合……………5ポイント 2つ取り組んでいる場合……………3ポイント 1つ取り組んでいる場合……………1ポイント ・ばれいしょの作付前に、土壌検診でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・ばれいしょ栽培中に、抜取り調査でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・収穫したばれいしょにシストセンチュウの付着がないことを確認 ・ほ場での作業後、作業機械の洗浄等によりほ場外への土壌流出を防止 ・共同利用施設等において運搬車両の洗浄等によりシストセンチュウの拡散を防止</p>
E9	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)を5%以上低減。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E10 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)が 70シスト以下。 50シスト以下……………5ポイント 55シスト以下……………4ポイント 60シスト以下……………3ポイント 65シスト以下……………2ポイント 70シスト以下……………1ポイント</p>
E10	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)を5%以上低減。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E9 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・産地単位の取組として、ジャガイモシロシスト又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)の密度低減のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合……………5ポイント 2つ取り組んでいる場合……………3ポイント 1つ取り組んでいる場合……………1ポイント ・シストセンチュウ発生ほ場における土壌消毒の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ抵抗性品種作付の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場においてばれいしょを連作しない</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ対抗植物の栽培 ・収穫後の野生生えの除去 ・シストセンチュウ発生ほ場における継続的なセンチュウ密度調査の実施
	E11	<ul style="list-style-type: none"> ・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 9ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E12の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 26%以上……………3ポイント 18%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント
	E12	<ul style="list-style-type: none"> ・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種を作付けすることにより、現行の当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上……………10ポイント 38ポイント以上……………8ポイント 36ポイント以上……………6ポイント 33ポイント以上……………4ポイント 30ポイント以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E11の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 26%以上……………3ポイント 18%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント
畑作物・地域特産物(甘味資源作物)	E13	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下……………5ポイント 1.5%以下……………4ポイント 2.0%以下……………3ポイント 2.5%以下……………2ポイント 3.0%以下……………1ポイント
	E14	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫面積が1%以上増加。 5%以上……………10ポイント 4%以上……………8ポイント 3%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上……………5ポイント 2.5%以上……………4ポイント 2%以上……………3ポイント 1.5%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E15	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度・でん粉価が1%以上上昇。 3%以上……………10ポイント 2.5%以上……………8ポイント 2%以上……………6ポイント 1.5%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント ※さとうきび及びびてん菜においては糖度、でん粉用かんしょについてはでん粉価を指標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における平均糖度又はでん粉価が、過去5年平均糖度又はでん粉価と比較して1%以上高い。 3%以上……………5ポイント 2.5%以上……………4ポイント 2%以上……………3ポイント 1.5%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E16	<ul style="list-style-type: none"> 【甘味資源作物のみ】・原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上……………10ポイント 35%以上……………8ポイント 30%以上……………6ポイント 25%以上……………4ポイント 20%以上……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における原料における夾雑物の混入率の削減割合が過去5年平均の混入率の削減割合と比較して1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント

			1%以上……………1ポイント
	E17	【てん菜】 ・労働生産性を3%以上向上。 10%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E18	【さとうきび】 ・労働生産性を2%以上向上。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E19	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上……………10ポイント 24ポイント以上……………8ポイント 18ポイント以上……………6ポイント 12ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………2ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3ポイント以上増加 15ポイント以上……………5ポイント 12ポイント以上……………4ポイント 9ポイント以上……………3ポイント 6ポイント以上……………2ポイント 3ポイント以上……………1ポイント
畑作物・地域特産物(茶)	F1	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 ※ 産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。 ※ 直近値とは、農作物被害防止施設の場合は、直近5年間の品質被害(災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害)発生年度の値、その他の施設の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 22%以上……………10ポイント 18%以上……………8ポイント 14%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・産物販売単価指数の増加率が3%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は、過去5年間の品質被害発生年度の値を除いた増加率、その他の場合は、過去3年間の増加率という。 12%以上……………5ポイント 10%以上……………4ポイント 8%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
	F2	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	F3	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上……………10ポイント 36%以上……………8ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下……………5ポイント 41以下……………4ポイント 43以下……………3ポイント 45以下……………2ポイント 47以下……………1ポイント

		27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 18%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
F4	・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 ※現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。 ※ 直近値とは、農作物被害防止施設の場合は直近5年間の単収被害(災害等により 10a当たりの単収が5%以上低下した被害)発生年度の値、その他の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a当たりの単収の増加率が4%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は過去5年間の単収被害発生年度の値を除いた増加率、その他の場合は過去3年間の増加率とする。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント	
F5	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に 100 を乗じた数とする。) 35 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 28 以上・・・・・・・・・・8ポイント 21 以上・・・・・・・・・・6ポイント 14 以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 42 以上・・・・・・・・・・5ポイント 33 以上・・・・・・・・・・4ポイント 25 以上・・・・・・・・・・3ポイント 16 以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・ 1ポイント	
F6	・荒茶原料流入量指数を直近値より 10 以上増加。 (なお、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100 を乗じた数とする。) 40 以上・・・・・・・・・・10 ポイント 33 以上・・・・・・・・・・8ポイント 25 以上・・・・・・・・・・6ポイント 18 以上・・・・・・・・・・4ポイント 10 以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25 以上・・・・・・・・・・5ポイント 20 以上・・・・・・・・・・4ポイント 15 以上・・・・・・・・・・3ポイント 10 以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・ 1ポイント	
F7	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。(なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100 を乗じた数とする。) 13%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F8 は選択できない。	・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント	
F8	・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加。 (なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引斡旋時間当りに換算した値とする。) 13%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント	

	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F7 は選択できない。	
F9	<p>・産物1kg当たり加工費(原材料費及び減価償却費を除く)を直近値の1.2%以上低減。</p> <p>9.0%以上……………10ポイント 7.2%以上……………8ポイント 5.4%以上……………6ポイント 3.0%以上……………4ポイント 1.2%以上……………2ポイント</p>	<p>・産物1kg 当たり加工費(原材料費及び減価償却費を除く)の過去3年間の低減率が0.6%以上。</p> <p>4.8%以上……………5ポイント 3.6%以上……………4ポイント 2.4%以上……………3ポイント 1.2%以上……………2ポイント 0.6%以上……………1ポイント</p>
F10	<p>・産物1kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・産物1kg 当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
F11	<p>・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>34%以上……………10ポイント 26%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・直近の主要品種指数が75以下。</p> <p>50以下……………5ポイント 56以下……………4ポイント 63以下……………3ポイント 69以下……………2ポイント 75以下……………1ポイント</p>
F12	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上……………10ポイント 40以上……………8ポイント 35以上……………6ポイント 30以上……………4ポイント 25以上……………2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F13の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上……………5ポイント 30以上……………4ポイント 24以上……………3ポイント 19以上……………2ポイント 13以上……………1ポイント</p>
F13	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 11%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F12の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>50以下……………5ポイント 54以下……………4ポイント 58以下……………3ポイント 62以下……………2ポイント 66以下……………1ポイント</p>

	F14	<p>・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合を20ポイント以上増加。</p> <p>100ポイント……………10ポイント 80ポイント以上……………8ポイント 60ポイント以上……………6ポイント 40ポイント以上……………4ポイント 20ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合が13%以上。</p> <p>63%以上……………5ポイント 51%以上……………4ポイント 39%以上……………3ポイント 26%以上……………2ポイント 13%以上……………1ポイント</p>
	F15	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。</p> <p>5ポイント以上……………5ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………3ポイント 2ポイント以上……………2ポイント 1ポイント以上……………1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(いぐさ・畳表)	G1	<p>・ニーズに即した高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上……………10ポイント 10ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 5ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・ニーズに即した高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。</p> <p>5ポイント以上……………5ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………3ポイント 2ポイント以上……………2ポイント 1ポイント以上……………1ポイント</p>
	G2	<p>・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上……………10ポイント 9ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。</p> <p>4.0ポイント以上……………5ポイント 3.2ポイント以上……………4ポイント 2.4ポイント以上……………3ポイント 1.6ポイント以上……………2ポイント 0.8ポイント以上……………1ポイント</p>
	G3	<p>・10a当たり労働時間(10a当たりのいぐさ生産又は10a当たり分の畳表生産)を6%以上削減。</p> <p>17%以上……………10ポイント 14%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p>	<p>・10a当たり労働時間が県平均と比較して1%以上短い。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	G4	<p>・一戸当たり作付面積を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	G5	<p>・畳表JASの格付や、QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を5ポイント以上増加。</p> <p>26ポイント以上……………10ポイント 21ポイント以上……………8ポイント 16ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・畳表JASの格付やQRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。</p> <p>10ポイント以上……………5ポイント 8ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………3ポイント 4ポイント以上……………2ポイント 2ポイント以上……………1ポイント</p>
	畑作物・地域特産物(その他)	G6	<p>・契約取引による生産数量の割合を10ポイント以上増加。</p> <p>※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策</p>

	<p>事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。</p> <p>※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて基準年及び目標年の生産数量を算出すること。</p> <p>35ポイント以上……………10ポイント 28ポイント以上……………8ポイント 22ポイント以上……………6ポイント 16ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。</p> <p>※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。</p> <p>60.0%以上……………5ポイント 52.5%以上……………4ポイント 45.0%以上……………3ポイント 37.5%以上……………2ポイント 30.0%以上……………1ポイント</p>
G7	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量を8%以上増加。</p> <p>※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。</p> <p>40%以上……………10ポイント 32%以上……………8ポイント 24%以上……………6ポイント 16%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント</p>	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量が8%以上増加。</p> <p>※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。</p> <p>40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 24%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 8%以上……………1ポイント</p>
G8	<p>・10a当たりの生産コスト(費用合計)を5%以上削減。(きのこを除く)</p> <p>17%以上……………10ポイント 14%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 8%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・10a当たりの生産コスト(費用合計)が、統計部、地方自治体、日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>86%以下……………5ポイント 90%以下……………4ポイント 93%以下……………3ポイント 97%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント</p>
G9	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)を10%以上削減。</p> <p>80%以上……………10ポイント 60%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p>	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)について、現状の当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。</p> <p>60.0%以上……………5ポイント 45.8%以上……………4ポイント 31.5%以上……………3ポイント 17.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
G10	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。</p> <p>※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。</p> <p>※こんにやくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。</p> <p>※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント 22.5ポイント以上……………8ポイント 20ポイント以上……………6ポイント 17.5ポイント以上……………4ポイント 15ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。</p> <p>※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばについては、H24以降に育成された品種をいう</p> <p>※こんにやくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。</p> <p>※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。</p> <p>40%以上……………5ポイント 34%以上……………4ポイント 28%以上……………3ポイント 22%以上……………2ポイント 16%以上……………1ポイント</p>

	G11	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上……………5ポイント 34%以上……………4ポイント 31%以上……………3ポイント 28%以上……………2ポイント 25%以上……………1ポイント</p>
	G12	<p>・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上……………10ポイント 11ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品)比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上……………5ポイント 11%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 7%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	G13	<p>・単収を8%以上増加(きのこを除く)。 18%以上……………10ポイント 15.5%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 10.5%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上……………5ポイント 6.5%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3.5%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント</p>
	G14	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加。 30%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 10%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 62.0%以上……………5ポイント 47.3%以上……………4ポイント 32.5%以上……………3ポイント 17.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	G15	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格(原料価格に換算)が50%以上増加。 150%以上……………10ポイント 125%以上……………8ポイント 100%以上……………6ポイント 75%以上……………4ポイント 50%以上……………2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上……………5ポイント 106%以上……………4ポイント 100%以上……………3ポイント 94%以上……………2ポイント 88%以上……………1ポイント</p>
	G16	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量が10%以上増加。 ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 35%以上……………10ポイント 28%以上……………8ポイント 22%以上……………6ポイント 16%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量の割合が30%以上。 ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 50%以上……………5ポイント 45%以上……………4ポイント 40%以上……………3ポイント 35%以上……………2ポイント 30%以上……………1ポイント</p>
果樹	H1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上……………5ポイント 12.8ポイント以上……………4ポイント 9.5ポイント以上……………3ポイント</p>

	<p>6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>6.3ポイント以上……………2ポイント 3.0ポイント以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
H2	<p>・当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上……………10ポイント 7ポイント以上……………8ポイント 5ポイント以上……………6ポイント 3ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が1.0%以上。 38.0%以上……………5ポイント 28.8%以上……………4ポイント 19.5%以上……………3ポイント 10.3%以上……………2ポイント 1.0%以上……………1ポイント</p>
H3	<p>・当該品目の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量の割合が3.0%以上。 24.0%以上……………5ポイント 18.8%以上……………4ポイント 13.5%以上……………3ポイント 8.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
H4	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5のうち「単位収量当たりの費用合計」、H6及びH11の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
H5	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。 20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H6、EG3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、H4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上……………5ポイント 17.3%以上……………4ポイント 12.5%以上……………3ポイント 7.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
H6	<p>・当該品目の単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上……………10ポイント 26%以上……………8ポイント 19%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場</p>	<p>・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上……………5ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>

	合は、H4 及び H5 の成果目標を選択することはできない。	
H7	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3.0%以上。</p> <p>34.0%以上……………5ポイント 26.3%以上……………4ポイント 18.5%以上……………3ポイント 10.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
H8	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合が3%以上。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
H9	<p>・当該品目の全出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向けの割合が1%以上。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
H10	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、都道府県が策定した総合防除計画等に基づき、総合防除に取り組むことにより、病害虫による被害を軽減した面積が5%以上増加</p> <p>40%以上……………10ポイント 30%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・産地単位の取組として、以下の取組を都道府県が策定した総合防除計画等に基づいて実施している。</p> <p>3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント</p> <p>・栽培歴等が化学合成農薬のみに依存しない防除体系となっている。</p> <p>・マニュアルの配布、講習会その他方法により、農業者への総合防除の定着を図っている。</p> <p>・SNS等のプッシュ型の情報発信により、発生予察情報の速やかな農業者への伝達を行うための体制が整備されている。</p> <p>・フェロモントラップの設置、シミュレーションの活用等により、産地において発生予察情報の高度化に取り組んでいる。</p> <p>・病害虫抵抗性品種の導入推進を図っている。</p> <p>・ウイルスフリー種苗等、健全な種苗を供給するための体制が整備されている。</p> <p>・病害虫の被害軽減に繋がる草生栽培に取り組んでいる。</p> <p>・薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達を避けるため、異なる系統の農薬によるローテーション散布に取り組んでいる。</p>
H11	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント</p>

		3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H4の成果目標を選択することはできない。	3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
野菜	I1	・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの))の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	I2	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I3のうち「単位収量当たりの費用合計」、I4、I10の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	I3	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I4、EG3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、I2の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	I4	・当該品目の単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I2、I3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	I5	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		合は、I6、EG1 の成果目標を選択することはできない。	
	16	<p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加。(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。</p> <p>70%以上……………10ポイント 55%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 25%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I5、EG1 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p>0.70%以上……………5ポイント 0.59%以上……………4ポイント 0.48%以上……………3ポイント 0.37%以上……………2ポイント 0.26%以上……………1ポイント</p>
	17	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。</p> <p>49%以上……………5ポイント 38%以上……………4ポイント 27%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	18	<p>・当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が5%以上。</p> <p>25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	19	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、都道府県が策定した総合防除計画等に基づき、総合防除に取り組むことにより、病虫害による被害を軽減した面積が5%以上増加。</p> <p>40%以上……………10ポイント 30%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・産地単位の取組として、以下の取組を都道府県が策定した総合防除計画等に基づいて実施している。</p> <p>3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント</p> <p>・栽培歴等が化学合成農薬のみに依存しない防除体系となっている。</p> <p>・マニュアルの配布、講習会その他方法により、農業者への総合防除の定着を図っている。</p> <p>・SNS等のプッシュ型の情報発信により、発生予察情報の速やかな農業者への伝達を行うための体制が整備されている。</p> <p>・フェロモントラップの設置、シミュレーションの活用等により、産地において発生予察情報の高度化に取り組んでいる。</p> <p>・病虫害抵抗性品種の導入推進を図っている。</p> <p>・ウイルスフリー種苗等、健全な種苗を供給するための体制が整備されている。</p> <p>・病虫害の被害軽減に繋がる輪作・間作・混作に取り組んでいる。</p> <p>・薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達を避けるため、異なる系統の農薬によるローテーション散布に取り組んでいる。</p>
	110	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p>

		12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J2の成果目標を選択することはできない。	12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
花き	J1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上……………5ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
	J2	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J9の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント 85%以上……………2ポイント 80%以上……………1ポイント
	J3	・当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)を5%以上縮減。 20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下……………5ポイント 105%以下……………4ポイント 110%以下……………3ポイント 115%以下……………2ポイント 120%以下……………1ポイント
	J4	・転換後の花き品目(品種)の単位面積当たりの販売額が転換前の品目(品種)の単位面積当たりの販売額と比べ、3%以上向上。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント	・事業実施地区において転換前の花き品目(品種)の作付面積又は出荷量のシェアが全国の2%以上。 10%以上……………5ポイント 8%以上……………4ポイント 6%以上……………3ポイント 4%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント
	J5	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
	J6	・当該品目の現状の出荷額が2億円以上の事業実施地区において、当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント

	J7	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。</p> <p>25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	J8	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、都道府県が策定した総合防除計画等に基づき、総合防除に取り組むことにより、病虫害による被害を軽減した面積が5%以上増加。</p> <p>40%以上……………10ポイント 30%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・産地単位の取組として、以下の取組を都道府県が策定した総合防除計画等に基づいて実施している。</p> <p>3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント</p> <p>・栽培歴等が化学合成農薬のみに依存しない防除体系となっている。</p> <p>・マニュアルの配布、講習会その他方法により、農業者への総合防除の定着を図っている。</p> <p>・SNS等のプッシュ型の情報発信により、発生予察情報の速やかな農業者への伝達を行うための体制が整備されている。</p> <p>・フェロモントラップの設置、シミュレーションの活用等により、産地において発生予察情報の高度化に取り組んでいる。</p> <p>・病虫害抵抗性品種の導入推進を図っている。</p> <p>・ウイルスフリー種苗等、健全な種苗を供給するための体制が整備されている。</p> <p>・病虫害の被害軽減に繋がる輪作・間作・混作に取り組んでいる。</p> <p>・薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達を避けるため、異なる系統の農薬によるローテーション散布に取り組んでいる。</p>
	J9	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
果樹・野菜・花き 共通	EG1	<p>【果樹、野菜、花き共通】</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%……………10ポイント 40%……………8ポイント 30%……………6ポイント 20%……………4ポイント 10%……………2ポイント</p> <p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H7、15、16及びJ5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・達成すべき成果目標基準及びポイントにおける取得ポイントに応じて下記のとおり現況値ポイントを加算。</p> <p>10ポイント取得……………5ポイント 8ポイント取得……………4ポイント 6ポイント取得……………3ポイント 4ポイント取得……………2ポイント 2ポイント取得……………1ポイント</p>
果樹・野菜共通	EG2	<p>【果樹、野菜共通】</p> <p>・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を5%以上縮減。</p> <p>20%以上……………10ポイント</p>	<p>・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる……………5ポイント</p>

		<p>16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※青果物(果樹及び野菜)を対象として広域的な流通システムの構築を行う場合は、必須の成果目標とする。 なお、本成果目標を選択した場合は、EG3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの削減に向けた取組であることとする。</p>
	EG3	<p>【果樹、野菜共通】 ・現行の出荷規格数を5%以上削減。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合のみ選択可能。 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5、I3の成果目標を選択することはできない。 ※削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。</p>	<p>・過去5年間で出荷規格数を3%以上削減。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
畜産周辺環境影響低減	K1	<p>・農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※を現状値から55%以上低減。 75%以上……………10ポイント 70%以上……………8ポイント 65%以上……………6ポイント 60%以上……………4ポイント 55%以上……………2ポイント</p> <p>※硝酸性窒素等とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。</p>	<p>・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※の排出量が水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準を下回っている。 100mg/l以下……………5ポイント 暫定排水基準×0.25+75mg/l以下……………4ポイント 暫定排水基準×0.5+50mg/l以下……………3ポイント 暫定排水基準×0.75+25mg/l以下……………2ポイント 暫定排水基準以下……………1ポイント</p>
	K2	<p>・臭気指数(悪臭防止法第2条第2項に定めるもの)を現状から11%以上低減 33%以上……………10ポイント 28%以上……………8ポイント 22%以上……………6ポイント 17%以上……………4ポイント 11%以上……………2ポイント</p> <p>※ただし、悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては0ポイントとする。</p>	<p>・現状の臭気指数(悪臭防止法第2条第2項に定めるもの)を測定した結果が 10以下……………5ポイント 15以下……………4ポイント 18以下……………3ポイント 21以下……………2ポイント</p>
家畜生産基盤育成強化	K3	<p>・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施前年度と直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上……………5ポイント 111%以上……………4ポイント 108%以上……………3ポイント 105%以上……………2ポイント 102%以上……………1ポイント</p>
家畜生産基盤育成強化	K4	<p>・事業実施地区内で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上……………10ポイント</p>	<p>・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上……………5ポイント</p>

		50ポイント以上……………8ポイント 35ポイント以上……………6ポイント 20ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	108%以上……………4ポイント 106%以上……………3ポイント 104%以上……………2ポイント 102%以上……………1ポイント
畜産周辺環境影 響低減 家畜生産基盤育 成強化 家畜改良増殖 スマート農業	K5	【各畜種共通】 ・家畜改良増殖目標又は鶏の改良増殖目標に示された目標数値(改良目標数値)のうち当該施設の整備により、数値の向上が図られる項目について設定した値(向上目標数値)を80%以上達成。(改良目標数値が設定されていないか使えない場合、改良増殖の観点から生産性の向上に資する項目について、都道府県が独自に設定した数値を改良目標数値とする。) 150%以上……………10ポイント 120%以上……………8ポイント 100%以上……………6ポイント 90%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント ※向上目標数値については以下の式によって設定する。 A:現在値 a:現在値の年度 B:家畜又は鶏の改良増殖目標の目標数値 b:家畜又は鶏の改良増殖目標の目標年度 C:向上目標数値 c:事業目標年度までの年数 D:家畜又は鶏の改良増殖目標の現在の数値 d:改良増殖目標における「現在」値の年度(基準年) $C = (B - A) / (b - a) \times c$ (現在値が改良目標数値を上回っている場合、 $C = (B - D) / (b - d) \times c$ で向上目標数値を設定する。) ※他に家畜改良増殖に係る類別(K6、K23～29)を選択した場合は、同じ改良形質(分娩間隔日数等)の成果目標は設定できない。	・家畜改良増殖目標又は鶏の改良増殖目標に示された目標数値のうち当該施設の整備により、数値の向上が図られる項目について過去5年間の平均より1%以上増加。(目標数値が設定されていないか使えない場合、改良増殖の観点から生産性の向上に資する項目について過去5年間の平均と比較する。) 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
畜産周辺環境影 響低減 家畜生産基盤育 成強化 家畜改良増殖 スマート農業	K6	【牛(生乳)】 ・酪農における分娩間隔日数を現在値より0.2%以上短縮。 1.0%以上……………10ポイント 0.8%以上……………8ポイント 0.6%以上……………6ポイント 0.4%以上……………4ポイント 0.2%以上……………2ポイント	・過去5年間の平均分娩間隔日数が道又は都府県の平均値と比較して99.7%以下。 98.5%以下……………10ポイント 98.8%以下……………8ポイント 99.1%以下……………6ポイント 99.4%以下……………4ポイント 99.7%以下……………2ポイント
畜産周辺環境影 響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K7	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、K8の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
畜産周辺環境影 響低減	K8	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の

家畜生産基盤育成強化 スマート農業		26%以上……………10ポイント 21%以上……………8ポイント 17%以上……………6ポイント 13%以上……………4ポイント 9%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、K7の成果目標を選択することはできない。	平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K9	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上……………10ポイント 4.8%以上……………8ポイント 4.0%以上……………6ポイント 3.2%以上……………4ポイント 2.4%以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上……………5ポイント 110.3%以上……………4ポイント 107.5%以上……………3ポイント 104.8%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K10	【牛肉】 ・肥育における出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上……………10ポイント 1.2ポイント以上……………8ポイント 1.0ポイント以上……………6ポイント 0.8ポイント以上……………4ポイント 0.6ポイント以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上……………5ポイント 132.8%以上……………4ポイント 122.5%以上……………3ポイント 112.3%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント
家畜産周辺環境影響低減 畜生産基盤育成強化 スマート農業	K11	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育苗成時事故率((分娩頭数-出荷頭数)/分娩頭数)を4.2%以上低減。 9.8%以上……………10ポイント 8.4%以上……………8ポイント 7.0%以上……………6ポイント 5.6%以上……………4ポイント 4.2%以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区のほ育苗成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下……………5ポイント 87.5%以下……………4ポイント 91.0%以下……………3ポイント 94.5%以下……………2ポイント 98.0%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K12	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上……………10ポイント 13%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 7%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K13の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K13	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上……………10ポイント 22%以上……………8ポイント 19%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 12%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K12の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下……………5ポイント 66.5%以下……………4ポイント 77.0%以下……………3ポイント 87.5%以下……………2ポイント 98.0%以下……………1ポイント

<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	K14	<p>【豚肉】</p> <p>・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。</p> <p>3.5ポイント以上……………10ポイント</p> <p>3.0ポイント以上……………8ポイント</p> <p>2.5ポイント以上……………6ポイント</p> <p>2.0ポイント以上……………4ポイント</p> <p>1.5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。</p> <p>145.0%以上……………5ポイント</p> <p>134.3%以上……………4ポイント</p> <p>123.5%以上……………3ポイント</p> <p>112.8%以上……………2ポイント</p> <p>102.0%以上……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	K15	<p>【豚肉】</p> <p>・養豚における事故率((分娩頭数-出荷頭数)/分娩頭数)を24%以上低減。</p> <p>56%以上……………10ポイント</p> <p>48%以上……………8ポイント</p> <p>40%以上……………6ポイント</p> <p>32%以上……………4ポイント</p> <p>24%以上……………2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の事故率(出生から出荷場まで)の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下……………5ポイント</p> <p>92%以下……………4ポイント</p> <p>94%以下……………3ポイント</p> <p>96%以下……………2ポイント</p> <p>98%以下……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	K16	<p>【豚肉】</p> <p>・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。</p> <p>11%以上……………10ポイント</p> <p>9%以上……………8ポイント</p> <p>8%以上……………6ポイント</p> <p>7%以上……………4ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K17の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下……………5ポイント</p> <p>92%以下……………4ポイント</p> <p>94%以下……………3ポイント</p> <p>96%以下……………2ポイント</p> <p>98%以下……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	K17	<p>【豚肉】</p> <p>・肥育豚又は繁殖豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。</p> <p>23%以上……………10ポイント</p> <p>21%以上……………8ポイント</p> <p>18%以上……………6ポイント</p> <p>15%以上……………4ポイント</p> <p>13%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K16の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下……………5ポイント</p> <p>92%以下……………4ポイント</p> <p>94%以下……………3ポイント</p> <p>96%以下……………2ポイント</p> <p>98%以下……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	K18	<p>【鶏肉(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。</p> <p>※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストを8%以上削減とする。</p> <p>19%以上……………10ポイント</p> <p>16%以上……………8ポイント</p> <p>13%以上……………6ポイント</p> <p>11%以上……………4ポイント</p> <p>8%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K19の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。</p> <p>90%以下……………5ポイント</p> <p>92%以下……………4ポイント</p> <p>94%以下……………3ポイント</p> <p>96%以下……………2ポイント</p> <p>98%以下……………1ポイント</p>

<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	<p>K19</p>	<p>【鶏肉(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。</p> <p>※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間を13%以上削減とする。</p> <p>23%以上……………10ポイント</p> <p>20%以上……………8ポイント</p> <p>18%以上……………6ポイント</p> <p>15%以上……………4ポイント</p> <p>13%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K18の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。</p> <p>90%以下……………5ポイント</p> <p>92%以下……………4ポイント</p> <p>94%以下……………3ポイント</p> <p>96%以下……………2ポイント</p> <p>98%以下……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	<p>K20</p>	<p>【鶏卵・種鶏・ふ卵場】</p> <p>・採卵鶏又は種鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。ふ卵場にあつては初生ひなの年間生産量が0.25%以上増加とする。</p> <p>※種鶏場にあつては種卵の年間生産量、ふ卵場にあつては初生ひなの年間生産量が0.25%以上増加とする。</p> <p>1.00%以上……………10ポイント</p> <p>0.80%以上……………8ポイント</p> <p>0.65%以上……………6ポイント</p> <p>0.45%以上……………4ポイント</p> <p>0.25%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5の成果目標で年間産卵量に類する項目(産卵率等)を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の年間産卵量又は種卵若しくは初生ひなの年間生産量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種卵の年間生産量の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の初生ひなの年間生産量の平均値が都道府県等の平均値と比較して102%以上とする。</p> <p>122%以上……………5ポイント</p> <p>117%以上……………4ポイント</p> <p>112%以上……………3ポイント</p> <p>107%以上……………2ポイント</p> <p>102%以上……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	<p>K21</p>	<p>【鶏卵(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。</p> <p>※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが8%以上削減とする。</p> <p>19%以上……………10ポイント</p> <p>16%以上……………8ポイント</p> <p>13%以上……………6ポイント</p> <p>10%以上……………4ポイント</p> <p>8%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K22の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。</p> <p>※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98.0%以下とする。</p> <p>88.0%以下……………5ポイント</p> <p>90.5%以下……………4ポイント</p> <p>93.0%以下……………3ポイント</p> <p>95.5%以下……………2ポイント</p> <p>98.0%以下……………1ポイント</p>
<p>家畜産周辺環境 影響低減</p> <p>家畜生産基盤育 成強化</p> <p>スマート農業</p>	<p>K22</p>	<p>【鶏卵(種鶏・ふ卵)】・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間が13%以上削減とする。</p> <p>23%以上……………10ポイント</p> <p>20%以上……………8ポイント</p> <p>18%以上……………6ポイント</p> <p>15%以上……………4ポイント</p> <p>13%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K21の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。</p> <p>78%以下……………5ポイント</p> <p>83%以下……………4ポイント</p> <p>88%以下……………3ポイント</p> <p>93%以下……………2ポイント</p> <p>98%以下……………1ポイント</p>

家畜改良増殖	K23	<p>【牛(牛肉)】</p> <p>・種雄牛選抜又は繁殖雌牛の選定において、枝肉6形質以外の形質(不飽和脂肪酸、繁殖性等)に係るゲノミック評価を活用し、その評価頭数が現在より10%以上増加。</p> <p>50%以上……………10ポイント 40%以上……………8ポイント 30%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p>	<p>・種雄牛選抜又は繁殖雌牛選定において、ゲノミック評価を活用し、その評価頭数が過去5年間の平均より5%以上増加。</p> <p>25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
家畜改良増殖	K24	<p>【豚(豚肉)】</p> <p>・当該銘柄の生産量(産肉量)を現在値より5%以上増加。</p> <p>20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の生産量(産肉量)について、都道府県における銘柄の過去5年間の平均より5%以上増加。</p> <p>20%以上……………5ポイント 16%以上……………4ポイント 13%以上……………3ポイント 9%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
家畜改良増殖	K25	<p>【鶏(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・当該銘柄の生産量(鶏卵又は鶏肉)が現在値より5%以上増加。</p> <p>※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数が現在値より5%以上増加。</p> <p>25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の生産量(鶏卵又は鶏肉)について、都道府県における銘柄の過去5年間の平均より3%以上増加。</p> <p>※種鶏場にあつては当該銘柄の種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数について都道府県等の過去5年間の平均より3%以上増加。</p> <p>30%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
家畜改良増殖	K26	<p>【鶏(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・当該銘柄 100羽当たりの生産コストが現在値より4%以上削減。</p> <p>※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏 100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵 100個当たりの生産コストが現在値より4%以上削減。</p> <p>10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………2ポイント</p>	<p>・当該銘柄 100羽当たりの生産コストが都道府県における過去5年間の平均より2%以上削減。</p> <p>※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏 100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵 100個当たりの生産コストが過去5年間の平均より2%以上削減。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント</p>
家畜改良増殖	K27	<p>【特用家畜のうちその他家畜及びみつばち】</p> <p>・当該家畜の生産量が現在値より20%以上増加。</p> <p>100%以上……………10ポイント 80%以上……………8ポイント 60%以上……………6ポイント 40%以上……………4ポイント 20%以上……………2ポイント</p>	<p>・当該家畜(当該銘柄)の生産量について、都道府県における過去5年間の平均より10%以上増加。</p> <p>50%以上……………5ポイント 40%以上……………4ポイント 30%以上……………3ポイント 20%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント</p>
家畜改良増殖	K28	<p>【特用家畜のうちその他家畜及びみつばち】</p> <p>・当該家畜の生産コストが現在値より5%以上削減。</p> <p>12%以上……………10ポイント 10%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント</p>	<p>・当該家畜(当該銘柄)の生産コストについて、都道府県における過去5年間の平均より2%以上削減。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント</p>

		6%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント	4%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・1ポイント
家畜改良増殖	K29	【馬、特用家畜(その他家きん及びみつばちを除く。)】 ・当該家畜の生産量(産肉量)を現在値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント	・当該家畜の生産量(産肉量)について、都道府県における過去5年間の平均より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・5ポイント 16%以上・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント
飼料増産	L1	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の都道府県平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が都道府県平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・1ポイント
	L2	・受益地区や組織の労働時間が都道府県平均と比較した割合を4ポイント以上削減。(本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※地域未利用資源の飼料利用でも選択可能	・受益地区や組織の労働時間が都道府県平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・1ポイント
	L3	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間が全国平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・1ポイント
	L4	・受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の平均生産額が全国平均と比較して100%以上。 110%以上・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・1ポイント
	L5	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)を1%以上削減。 5%以上・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・2ポイント ※地域未利用資源の飼料利用でも選択可能	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値(地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・1ポイント

<p>飼料増産(地域未利用資源の飼料利用)</p>	<p>L6</p>	<p>・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率(地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可)に対して6%以上拡大。ただし、既に未利用資源を飼料利用している受益農家においては、生産量又は供給量が6%以上増加。</p> <p>14%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 10%以上……………6ポイント 8%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p>	<p>・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値の100%以上。</p> <p>110.0%以上……………5ポイント 107.5%以上……………4ポイント 105.0%以上……………3ポイント 102.5%以上……………2ポイント 100.0%以上……………1ポイント</p>
<p>食肉等流通体制整備</p>	<p>M1</p>	<p>【牛肉・豚肉】</p> <p>・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)を10%以上増加。</p> <p>ただし、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同じ。)以外において事業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。</p> <p>30%以上……………10ポイント 25%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上。(ハラール認証を取得している場合は、1日当たりのハラール向け平均処理頭数の100/3と同様に扱うものとする。また、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても、560頭以上と同様に扱うものとする。)</p> <p>(平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算)÷稼働日数(245日))</p> <p>1,120頭以上……………5ポイント 980頭以上……………4ポイント 840頭以上……………3ポイント 700頭以上……………2ポイント 560頭以上……………1ポイント</p>
	<p>M2</p>	<p>【牛肉】</p> <p>・施設整備後の産地食肉センターで製造する牛肉のカットスベック数(半丸枝肉から製造される部分肉等の個数)が、41以上であり、かつ10%以上増加。</p> <p>50%以上……………10ポイント 40%以上……………8ポイント 30%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、M3及びM5を選択できない。</p>	<p>・施設整備前の産地食肉センター(産地食肉センター化を目指す畜場を含む。)で製造している牛肉のカットスベック数(半丸枝肉から製造される部分肉等の個数)が、1以上。</p> <p>74以上……………5ポイント 61以上……………4ポイント 41以上……………3ポイント 13以上……………2ポイント 1以上……………1ポイント</p>
	<p>M3</p>	<p>【豚肉】</p> <p>・施設整備後の産地食肉センターで製造する豚肉のカットスベック数(半丸枝肉から製造される部分肉等の個数)が、20以上であり、かつ10%以上増加。</p> <p>50%以上……………10ポイント 40%以上……………8ポイント 30%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、M2及びM5を選択できない。</p>	<p>・施設整備前の産地食肉センター(産地食肉センター化を目指す畜場を含む。)で製造している豚肉のカットスベック数(半丸枝肉から製造される部分肉等の個数)が、1以上。</p> <p>40以上……………5ポイント 26以上……………4ポイント 20以上……………3ポイント 5以上……………2ポイント 1以上……………1ポイント</p>

M4	<p>【牛肉・豚肉】・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上)</p> <p>25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの牛又は豚の1頭当たりの部分肉処理コストの基準値(牛:27,000円、豚:3,000円)の100%以下とする。</p> <p>80%以下……………5ポイント 85%以下……………4ポイント 90%以下……………3ポイント 95%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント</p>
M5	<p>【牛肉・豚肉】</p> <p>・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。</p> <p>12.5ポイント以上……………10ポイント 10.0ポイント以上……………8ポイント 7.5ポイント以上……………6ポイント 5.0ポイント以上……………4ポイント 2.5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、M2及びM3を選択できない。</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの牛又は豚の部分肉仕向割合から基準割合(牛:48.0%、豚:66.0%)を引いた値が0以上。</p> <p>また、ハラル認定を取得している施設であって、牛専用の施設である場合には、部分肉仕向割合が10.0ポイント以上と同様に扱うものとする。</p> <p>10.0ポイント以上……………5ポイント 7.5ポイント以上……………4ポイント 5.0ポイント以上……………3ポイント 2.5ポイント以上……………2ポイント 0.0ポイント以上……………1ポイント</p>
M6	<p>【家畜流通】</p> <p>・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。</p> <p>25.0%以上……………10ポイント 15.0%以上……………8ポイント 10.0%以上……………6ポイント 5.0%以上……………4ポイント 1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。</p> <p>ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。</p> <p>また、中山間地域(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上、又は、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば、通常の家畜市場の年間取引頭数の11,000頭以上と同様に扱うものとする。</p> <p>11,000頭以上……………5ポイント 9,500頭以上……………4ポイント 8,000頭以上……………3ポイント 6,500頭以上……………2ポイント 5,000頭以上……………1ポイント</p>
M7	<p>【家畜流通】</p> <p>・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。ただし現況を下回る目標及び年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。</p> <p>450頭以上……………10ポイント 400頭以上……………8ポイント 350頭以上……………6ポイント 300頭以上……………4ポイント 250頭以上……………2ポイント</p>	<p>・年間開催回数(毎月1回以上)が12回以上。</p> <p>36回以上……………5ポイント 30回以上……………4ポイント 24回以上……………3ポイント 18回以上……………2ポイント 12回以上……………1ポイント</p>

M8	<p>【家畜流通】</p> <p>・牛換算 100 頭当たり取引コストを 1.0%以上削減。</p> <p>10.0%以上……………10 ポイント</p> <p>7.5%以上……………8ポイント</p> <p>5.0%以上……………6ポイント</p> <p>2.5%以上……………4ポイント</p> <p>1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・市場整備地域内の市場流通占有割合が 20%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント</p> <p>65%以上……………4ポイント</p> <p>50%以上……………3ポイント</p> <p>35%以上……………2ポイント</p> <p>20%以上……………1ポイント</p>
M9	<p>【鶏肉】</p> <p>・受益農家から事業を実施する食鳥処理施設への出荷羽数を1%以上増加。</p> <p>10.0%以上……………10 ポイント</p> <p>7.5%以上……………8ポイント</p> <p>5.0%以上……………6ポイント</p> <p>2.5%以上……………4ポイント</p> <p>1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・受益農家から事業を実施する食鳥処理施設への年間出荷羽数が、ブロイラー又は成鶏の基準値(ブロイラー:125 万羽、成鶏:35 万羽、地鶏等:30 万羽)の 100%以上(地鶏等の場合は「100%以上」を「100%超」、「200%以上」を「130%以上」、「300%以上」を「170%以上」、「400%以上」を「200%以上」、「500%以上」を「230%以上」に読み替えることとする。)</p> <p>ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家から当該施設への出荷羽数を加えるものとする。</p> <p>500%以上……………5ポイント</p> <p>400%以上……………4ポイント</p> <p>300%以上……………3ポイント</p> <p>200%以上……………2ポイント</p> <p>100%以上……………1ポイント</p>
M10	<p>【鶏肉】</p> <p>・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。</p> <p>10.0%以上……………10 ポイント</p> <p>7.5%以上……………8ポイント</p> <p>5.0%以上……………6ポイント</p> <p>2.5%以上……………4ポイント</p> <p>1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・生体1kg 当たりの平均処理加工費用 50 円(成鶏の場合は 80 円)と比較して 1.0%以上低い。</p> <p>11.0%以上……………5ポイント</p> <p>8.5%以上……………4ポイント</p> <p>6.0%以上……………3ポイント</p> <p>3.5%以上……………2ポイント</p> <p>1.0%以上……………1ポイント</p>
M11	<p>【鶏卵】</p> <p>・事業実施主体の鶏卵販売量を 1.0%以上増加。</p> <p>10.0%以上……………10 ポイント</p> <p>7.5%以上……………8ポイント</p> <p>5.0%以上……………6ポイント</p> <p>2.5%以上……………4ポイント</p> <p>1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・1日当たりの鶏卵販売量が 10トン以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。)</p> <p>61トン以上……………5ポイント</p> <p>48トン以上……………4ポイント</p> <p>36トン以上……………3ポイント</p> <p>23トン以上……………2ポイント</p> <p>10トン以上……………1ポイント</p>
M12	<p>【鶏卵】</p> <p>・鶏卵 100 kg 当たり処理コストを 1.0%以上削減。(処理コスト:労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上)</p> <p>10.0%以上……………10 ポイント</p> <p>7.5%以上……………8ポイント</p> <p>5.0%以上……………6ポイント</p> <p>2.5%以上……………4ポイント</p> <p>1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・鶏卵 100 kg 当たりの全国平均処理コスト 2,879 円より 1.0%以上低い。(処理コスト:労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上)</p> <p>30.0%以上……………5ポイント</p> <p>22.8%以上……………4ポイント</p> <p>15.5%以上……………3ポイント</p> <p>8.3%以上……………2ポイント</p> <p>1.0%以上……………1ポイント</p>
M13	<p>【鶏卵】・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を 0.2 ポイント以上低減。</p>	<p>・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が 2.00%以下。</p>

		1.0ポイント以上.....10ポイント 0.8ポイント以上.....8ポイント 0.6ポイント以上.....6ポイント 0.4ポイント以上.....4ポイント 0.2ポイント以上.....2ポイント	1.00%以下.....5ポイント 1.25%以下.....4ポイント 1.50%以下.....3ポイント 1.75%以下.....2ポイント 2.00%以下.....1ポイント
国産原材料サプライチェーン構築	N1	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上.....10ポイント 75%以上.....8ポイント 50%以上.....6ポイント 25%以上.....4ポイント 10%以上.....2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる.....5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
	N2	・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。 なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内での出荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50ポイント以上.....10ポイント 38ポイント以上.....8ポイント 27ポイント以上.....6ポイント 16ポイント以上.....4ポイント 5ポイント以上.....2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる.....5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
農畜産物輸出に向けた体制整備	N3	・総出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷額の増加割合 20%以上増.....10ポイント 15%以上増.....8ポイント 10%以上増.....6ポイント	以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること.....5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること.....5ポイント (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等、米国向け梨の生産地域の指定等 ③GAP認証を取得していること.....4ポイント ④HACCP等認定を取得していること.....4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること.....4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること.....3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること.....2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること.....1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること.....1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している.....1ポイント ⑪有機JAS認証を取得していること.....4ポイント
	N4	・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上.....10ポイント 4%以上.....8ポイント 3%以上.....6ポイント	
	N5	・畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量1トン以上でかつ、輸出向け出荷量の増加割合が5%以上。	

		<p>15%以上増……………10ポイント</p> <p>12.5%以上増……………9ポイント</p> <p>10%以上増……………8ポイント</p> <p>7.5%以上増……………7ポイント</p> <p>5%以上増……………6ポイント</p>	<p>む)が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること。……………5ポイント</p> <p>②GAP認証を取得していること。……………4ポイント</p> <p>③HACCP等認定を取得していること……………4ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得していること……………4ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……………3ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………2ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………1ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……………1ポイント</p>
	N6	<p>・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量</p> <p>5トン以上……………10ポイント</p> <p>3トン以上……………9ポイント</p> <p>2トン以上……………8ポイント</p> <p>1トン以上……………7ポイント</p>	
スマート農業実践施設の整備	O1	<p>・対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上</p> <p>70%以上……………10ポイント</p> <p>65%以上……………9ポイント</p> <p>60%以上……………8ポイント</p> <p>55%以上……………7ポイント</p> <p>50%以上……………6ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上……………5ポイント</p> <p>37.3%以上……………4ポイント</p> <p>26.5%以上……………3ポイント</p> <p>15.8%以上……………2ポイント</p> <p>5.0%以上……………1ポイント</p>
	O2	<p>・対象品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加</p> <p>15%以上……………10ポイント</p> <p>12%以上……………9ポイント</p> <p>9%以上……………8ポイント</p> <p>6%以上……………7ポイント</p> <p>3%以上……………6ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	O3	<p>・高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇用生産型管理技術を活用した経営に取り組む面積の現状値の2倍以上とする。</p> <p>4倍以上……………10ポイント</p> <p>3.5倍以上……………9ポイント</p> <p>3倍以上……………8ポイント</p> <p>2.5倍以上……………7ポイント</p> <p>2倍以上……………6ポイント</p>	<p>・都道府県における施設園芸面積のうち、高度環境制御装置のある施設面積の割合</p> <p>2%以上……………5ポイント</p> <p>1%以上2%未満……………4ポイント</p> <p>1%未満……………3ポイント</p>
・地球温暖化対策・環境保全型農業・土づくり(科学的データに基づく土づくり)・有機農業	P1	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上……………10ポイント</p> <p>25ポイント以上……………8ポイント</p> <p>20ポイント以上……………6ポイント</p> <p>15ポイント以上……………4ポイント</p> <p>5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥等の施用面積の割合が5%以上。</p> <p>30%以上……………5ポイント</p> <p>25%以上……………4ポイント</p> <p>20%以上……………3ポイント</p> <p>15%以上……………2ポイント</p> <p>5%以上……………1ポイント</p>
地球温暖化対策・環境保全型農業	P2	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号。)に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上……………10ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積の割合が5%以上。</p> <p>40%以上……………5ポイント</p> <p>30%以上……………4ポイント</p> <p>20%以上……………3ポイント</p> <p>10%以上……………2ポイント</p> <p>5%以上……………1ポイント</p>

		30ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント	
・地球温暖化対策・環境保全型農業 ・有機農業	P3	・販売金額を3%以上増加。 11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント	・過去5年間ににおける販売金額の増加割合が1%以上増加。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
地球温暖化対策 ・環境保全型農業	P4	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料又は土壌改良資材の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上……………10ポイント 55ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上……………5ポイント 7%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
・地球温暖化対策・環境保全型農業 ・土づくり(科学的データに基づく土づくり)	P5	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量(※1, ※2)が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上……………10ポイント 15ポイント以上……………9ポイント 12.5ポイント以上……………8ポイント 10ポイント以上……………7ポイント 7.5ポイント以上……………6ポイント 5ポイント以上……………5ポイント (※1)現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。 (※2)顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量(※)が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い(土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化(土壌の物理性・化学性の悪化)が大きく寄与していると認められるものに限る。) 15ポイント以上……………5ポイント 12.5ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………3ポイント 7.5ポイント以上……………2ポイント 5ポイント以上……………1ポイント (※)品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準(品質や規格)以上のものの収量に代えることができる。
地球温暖化対策 ・環境保全型農業	P6	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上……………10ポイント 19ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上……………5ポイント 50%以上……………4ポイント 35%以上……………3ポイント 19%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
環境保全(小規模公害防除)	P7	・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号、以下「法」という。)第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 80%以上……………10ポイント 70%以上……………8ポイント 60%以上……………6ポイント 50%以上……………4ポイント 40%以上……………2ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。 80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント
環境保全(小規模公害防除)	P8	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定する農用地	・事業の対象となる農用地について、法第5条第1項に規定する農用地土壌汚染対策計画に該当する面積の割合。

		<p>土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合。</p> <p>80%以上……………10ポイント 70%以上……………8ポイント 60%以上……………6ポイント 50%以上……………4ポイント 40%以上……………2ポイント</p>	<p>80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
環境保全の取組 (農業廃棄物の再生処理)	P9	<p>・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合が40%以上。</p> <p>60%以上……………5ポイント 55%以上……………4ポイント 50%以上……………3ポイント 45%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	P10	<p>・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)を3%以上削減。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)が40円以下。</p> <p>20円以下……………5ポイント 25円以下……………4ポイント 30円以下……………3ポイント 35円以下……………2ポイント 40円以下……………1ポイント</p>
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P11	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・搾油歩留まりが25%以上。</p> <p>37%以上……………5ポイント 34%以上……………4ポイント 31%以上……………3ポイント 28%以上……………2ポイント 25%以上……………1ポイント</p>
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P12	<p>・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。</p> <p>50ポイント以上……………10ポイント 45ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 35ポイント以上……………4ポイント 30ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。</p> <p>13%以上……………5ポイント 10%以上……………4ポイント 7%以上……………3ポイント 4%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P13	<p>・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。</p> <p>61ポイント以上……………10ポイント 49ポイント以上……………8ポイント 37ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 13ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。</p> <p>25%以上……………5ポイント 19%以上……………4ポイント 13%以上……………3ポイント 7%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
有機農業	Q1	<p>・事業実施地区における有機農業の取組面積の割合を0.7ポイント(※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント)以上増加。</p> <p>5.6ポイント以上……………10ポイント 4.2ポイント以上……………8ポイント 2.8ポイント以上……………6ポイント 1.4ポイント以上……………4ポイント 0.7ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における有機農業の取組面積の割合が0.1%以上。</p> <p>2.4%以上……………5ポイント 1.2%以上……………4ポイント 0.6%以上……………3ポイント 0.3%以上……………2ポイント 0.1%以上……………1ポイント</p>

		<p>※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上……………10ポイント 40ポイント以上……………8ポイント 30ポイント以上……………6ポイント 20ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント</p>	
有機農業	Q2	<p>・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>70ポイント以上……………10ポイント 55ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上</p> <p>10%以上……………5ポイント 7%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
有機農業	Q3	<p>・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。</p> <p>30%以上……………10ポイント 24%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p> <p>※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋（土壌診断結果、施肥設計等について整理されているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。）の数とする。</p>	<p>・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
土づくり(科学的データに基づく土づくり)	Q4	<p>・土壌診断に基づく土づくりに取り組む農業者の数を4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………9ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 8ポイント以上……………7ポイント 4ポイント以上……………6ポイント</p>	<p>・土壌診断に基づく土づくりに取り組む農業者の数が30%以上。</p> <p>50%以上……………5ポイント 45%以上……………4ポイント 40%以上……………3ポイント 35%以上……………2ポイント 30%以上……………1ポイント</p>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q5	<p>・事業の受益に係るほ場の単位面積当たり生産額の減少分が、10%以上回復。</p> <p>90%以上回復……………10ポイント 70%以上回復……………8ポイント 50%以上回復……………6ポイント 30%以上回復……………4ポイント 10%以上回復……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係るほ場の事業実施前年度の単位面積当たり生産額が、従前の水準と比較して1%以上減少。</p> <p>8%減……………5ポイント 6%減……………4ポイント 4%減……………3ポイント 2%減……………2ポイント 1%減……………1ポイント</p>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q6	<p>・地力増進法(昭和59年法律第34号)第3条に基づく地力増進基本方針の土壌の性質の基本的な改善目標の項目について、国又は都道府県等が定める土壌改良の目標等(以下「改良目標」という)のうち、改良目標に達していない項目の割合が、7ポイント以上改善されること。</p> <p>35ポイント以上……………10ポイント 28ポイント以上……………8ポイント 21ポイント以上……………6ポイント 14ポイント以上……………4ポイント 7ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・地力回復に取り組む前の土壌分析において改良目標に達していない項目の割合が7%以上</p> <p>35%以上……………5ポイント 28%……………4ポイント 21%……………3ポイント 14%……………2ポイント 7%以上……………1ポイント</p>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q7	<p>・事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合を80%以上減少</p> <p>100%……………10ポイント</p>	<p>・事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合が50%以上</p> <p>100%以上……………5ポイント</p>

		95%以上.....8ポイント 90%以上.....6ポイント 85%以上.....4ポイント 80%以上.....2ポイント	80%以上.....4ポイント 70%以上.....3ポイント 60%以上.....2ポイント 50%以上.....1ポイント
畜産副産物の肥 飼料利用	R1	・事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用の割合を10%以上増加。 30%以上.....10ポイント 25%以上.....8ポイント 20%以上.....6ポイント 15%以上.....4ポイント 10%以上.....2ポイント	・事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用を行う割合が50%以上。 70%以上.....5ポイント 65%以上.....4ポイント 60%以上.....3ポイント 55%以上.....2ポイント 50%以上.....1ポイント
	R2	・肉骨粉等の製造経費を1%以上削減。 5%以上削減.....10ポイント 4%以上削減.....8ポイント 3%以上削減.....6ポイント 2%以上削減.....4ポイント 1%以上削減.....2ポイント	・肉骨粉等1kg当たりの製造経費が34.5円以下 26.5円/kg.....5ポイント 28.5円/kg.....4ポイント 30.5円/kg.....3ポイント 32.5円/kg.....2ポイント 34.5円/kg.....1ポイント
物流革新に向けた取組	T1	・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を2%以上縮減。 10%以上.....10ポイント 8%以上.....8ポイント 6%以上.....6ポイント 4%以上.....4ポイント 2%以上.....2ポイント ※本成果目標を選択した場合は、EG2及びEG3の成果目標を選択することはできない。	・対象品目の既存施設において、以下の取組等に該当する場合。 5つ以上.....5ポイント 4つ.....4ポイント 3つ.....3ポイント 2つ.....2ポイント 1つ.....1ポイント ・トラックの予約受付システムを導入している。 ・納品伝票の電子化システムを導入している。 ・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用している。 ・1,100mm×1,100mm・プラスチック製・レンタル形式のパレットを導入している。 ・モーダルシフトに取り組んでいる。 ・混載を実施している。 ・荷役作業時の安全対策を講じている。 ・過去5年間で出荷規格数の削減を行っている。 ・過去10年間で施設の再編合理化を行っている。 ・「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月経済産業省、農林水産省、国土交通省策定)を踏まえ、物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表している。 ・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている(協議会※を組織して取り組んでいる。) ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が流通コストの縮減に向けた取組であることとする。

(注) 成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱第28の評価における価格補正については、次の考え方にに基づき行うこととする。

補正係数＝地域（都道府県又は国）の事業実施前年度の販売単価（※）／地域（都道府県又は国）の目標年度の販売単価（※）

※地域（都道府県又は国）の販売単価については、地方卸売市場の取引や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。ただし、あらかじめ価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときには、価格補正を行わないものとする。

別表 1-2-② (産地合理化の促進)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (稲、麦、大豆等)	a1	・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(稲、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上……………10ポイント 92%以上……………8ポイント 88%以上……………6ポイント 84%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(稲、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント 85%以上……………2ポイント 80%以上……………1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
	a2	・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(稲、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上……………10ポイント 92%以上……………8ポイント 88%以上……………6ポイント 84%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント	・過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)……………5ポイント 3ポイント以上(上昇)……………4ポイント 0ポイント以上(上昇)……………3ポイント 3ポイント以下(低下)……………2ポイント 5ポイント以下(低下)……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	a3	・再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%以上……………10ポイント 6%以上……………8ポイント 5%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(稲、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント 85%以上……………2ポイント 80%以上……………1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
	a4	・再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%以上……………10ポイント 6%以上……………8ポイント 5%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント	・過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)……………5ポイント 3ポイント以上(上昇)……………4ポイント 0ポイント以上(上昇)……………3ポイント 3ポイント以下(低下)……………2ポイント 5ポイント以下(低下)……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。

<p>集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き、いも類)</p>	<p>b1</p>	<p>・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出)が80%以上。 100%以上……………10ポイント 95%以上……………8ポイント 90%以上……………6ポイント 85%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント</p>	<p>・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上(上昇)……………5ポイント 15ポイント以上(上昇)……………4ポイント 7ポイント以上(上昇)……………3ポイント 1ポイント以下……………2ポイント 9ポイント以下……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
<p>集出荷貯蔵施設等再編利用(茶)</p>	<p>c1</p>	<p>・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。(ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。) 18以上……………10ポイント 15以上……………8ポイント 11以上……………6ポイント 8以上……………4ポイント 4以上……………2ポイント</p>	<p>・施設稼働率指数が102以上。 172以上……………5ポイント 154以上……………4ポイント 137以上……………3ポイント 119以上……………2ポイント 102以上……………1ポイント</p>
<p>食肉等流通体制再編整備</p>	<p>d1</p>	<p>【家畜市場】 ・家畜市場を合併により統合すること。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が10,000頭以上)……………10ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が8,000頭以上)……………8ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が7,000頭以上)……………6ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が5,000頭以上)……………4ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が3,500頭以上)……………2ポイント</p>	<p>・家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること。 都道府県域を超えた再編計画するもの…5ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの……………3ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの……………1ポイント</p>
	<p>d2</p>	<p>【鶏肉】 ・鶏肉処理施設の再編整備を行うこと。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加)……………10ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加)……………8ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加)……………6ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加)……………4ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加)……………2ポイント ※いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち最大のものとする。</p>	<p>【鶏肉】 ・施設を再編しようとする処理施設の1日当たりの合計の処理羽数が8,000羽以上。 16,000羽以上……………5ポイント 14,000羽以上……………4ポイント 12,000羽以上……………3ポイント 10,000羽以上……………2ポイント 8,000羽以上……………1ポイント</p>
	<p>d3</p>	<p>【鶏卵】 ・鶏卵処理施設の再編整備を行うこと。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加)……………10ポイント</p>	<p>【鶏卵】 ・施設を再編しようとする処理施設1日当たりの合計の取扱量が20トン以上。 40トン以上……………5ポイント 35トン以上……………4ポイント 30トン以上……………3ポイント</p>

		<p>2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加).....8ポイント</p> <p>2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加).....6ポイント</p> <p>2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加).....4ポイント</p> <p>2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加).....2ポイント</p> <p>※いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち最大のものとする。</p>	<p>25トン以上.....2ポイント</p> <p>20トン以上.....1ポイント</p>
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	e1	<p>・再編後の工場の販売額が3%以上向上。</p> <p>11%以上.....10ポイント</p> <p>9%以上.....8ポイント</p> <p>7%以上.....6ポイント</p> <p>5%以上.....4ポイント</p> <p>3%以上.....2ポイント</p>	<p>・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。</p>
	e2	<p>・廃止工場数と再編を行う範囲。</p> <p>3工場以上の廃止.....10ポイント</p> <p>2工場の廃止(複数地区内での再編).....8ポイント</p> <p>2工場の廃止(同一地区内での再編).....6ポイント</p> <p>1工場の廃止(複数地区内での再編).....4ポイント</p> <p>1工場の廃止(同一地区内での再編).....2ポイント</p>	
	e3	<p>・再編後の工場の操業率が75%以上。</p> <p>95%以上.....10ポイント</p> <p>90%以上.....8ポイント</p> <p>85%以上.....6ポイント</p> <p>80%以上.....4ポイント</p> <p>75%以上.....2ポイント</p>	
	e4	<p>・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。</p> <p>10%以上.....10ポイント</p> <p>8%以上.....8ポイント</p> <p>6%以上.....6ポイント</p> <p>4%以上.....4ポイント</p> <p>2%以上.....2ポイント</p>	
	e5	<p>・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。</p> <p>15%以上.....10ポイント</p> <p>10%以上.....8ポイント</p> <p>8%以上.....6ポイント</p> <p>5%以上.....4ポイント</p> <p>3%以上.....2ポイント</p>	
	e6	<p>・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上。</p> <p>10%以上.....10ポイント</p> <p>8%以上.....8ポイント</p> <p>6%以上.....6ポイント</p> <p>4%以上.....4ポイント</p>	

		2%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※労働生産性とは、労働時間当たりの産出量又は産出額とする。	
乳業再編等整備	f1	・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現状値より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする生乳処理施設の1日当たりの平均稼働率が47%以上。 59%以上又は①若しくは②の書類が提出されている場合・・・・・・・・・・5ポイント 56%以上・・・・・・・・・・4ポイント 53%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 47%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類
	f2	・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均処理数量が現状値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの生乳処理能力が飲用向けの場合は2トン以上、乳製品向けの場合は1.6トン以上。 (飲用向けの場合) 40トン以上又は①若しくは②の書類が提出されている場合・・・・・・・・・・5ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・1ポイント (乳製品向けの場合) 32トン以上又は①若しくは②の書類が提出されている場合・・・・5ポイント 24トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 16トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 8トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.6トン以上・・・・・・・・・・1ポイント ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類
	f3	・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。 30%以下・・・・・・・・・・10ポイント 35%以下・・・・・・・・・・8ポイント 40%以下・・・・・・・・・・6ポイント 45%以下・・・・・・・・・・4ポイント 50%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場の学校給食用牛乳の過去5年間の製造量が1%以上減少。 5%以上又は現に学校給食用牛乳を製造している者で①若しくは②の書類が提出されている場合・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類
	f4	・廃止工場数と再編を行う範囲。 (新設) 4工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。 10ヶ所以上又は①若しくは②の書類が提出されて

	<p>3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・ 8ポイント</p> <p>3工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・ ・6ポイント</p> <p>2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・ ・4ポイント</p> <p>2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・ ・2ポイント</p>	<p>いる場合・・・5ポイント</p> <p>8ヶ所・・・4ポイント</p> <p>6ヶ所・・・3ポイント</p> <p>4ヶ所・・・2ポイント</p> <p>2ヶ所・・・1ポイント</p> <p>※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその の写し</p> <p>②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の 取り決めが示された書類</p>
f5	<p>・廃止工場数と再編を行う範囲。 (増設)</p> <p>3工場以上の廃止・・・ 10ポイント</p> <p>2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編 ・・・ 8ポイント</p> <p>2工場の廃止(同一都道府県内での再編) ・・・ 6ポイント</p> <p>1工場の廃止(他の都道府県の工場との再編) ・・・ 4ポイント</p> <p>1工場の廃止(同一都道府県内での再編) ・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道 府県下の乳業工場数。</p> <p>10ヶ所以上又は①若しくは②の書類が提出されて いる場合・・・5ポイント</p> <p>8ヶ所・・・4ポイント</p> <p>6ヶ所・・・3ポイント</p> <p>4ヶ所・・・2ポイント</p> <p>2ヶ所・・・1ポイント</p> <p>※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はそ の写し</p> <p>②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の 取り決めが示された書類</p>
f6	<p>・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が 10%以上減少。</p> <p>30%以上・・・10ポイント</p> <p>25%以上・・・ 8ポイント</p> <p>20%以上・・・ 6ポイント</p> <p>15%以上・・・ 4ポイント</p> <p>10%以上・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の 削減率。</p> <p>10%以上・・・5ポイント</p> <p>8%以上・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・3ポイント</p> <p>4%以上・・・2ポイント</p> <p>2%以上・・・1ポイント</p>
f7	<p>・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数 量が10%以上増加。</p> <p>90%以上・・・10ポイント</p> <p>70%以上・・・ 8ポイント</p> <p>50%以上・・・ 6ポイント</p> <p>30%以上・・・ 4ポイント</p> <p>10%以上・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳 施設の1日当たり処理能力の合計。</p> <p>120トン以上・・・5ポイント</p> <p>100トン以上・・・4ポイント</p> <p>80トン以上・・・3ポイント</p> <p>60トン以上・・・2ポイント</p> <p>40トン以上・・・1ポイント</p>
f8	<p>・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が 2以上減少。</p> <p>10路線以上・・・10ポイント</p> <p>8路線以上・・・ 8ポイント</p> <p>6路線以上・・・ 6ポイント</p> <p>4路線以上・・・4ポイント</p> <p>2路線以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設に係る集送 乳路線の本数。</p> <p>70路線以上・・・5ポイント</p> <p>60路線以上・・・4ポイント</p> <p>50路線以上・・・3ポイント</p> <p>40路線以上・・・2ポイント</p> <p>30路線以上・・・1ポイント</p>
f9	<p>・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。</p> <p>4施設の廃止・・・ 10ポイント</p> <p>3施設の廃止(複数の都道府県での再編) ・・・8ポイント</p> <p>3施設の廃止(同一都道府県内での再編) ・・・6ポイント</p> <p>2施設の廃止(複数の都道府県での再編)</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設に係る都道 府県下の貯乳施設数。</p> <p>6カ所以上・・・5ポイント</p> <p>5カ所・・・4ポイント</p> <p>4カ所・・・3ポイント</p> <p>3カ所・・・2ポイント</p> <p>2カ所・・・1ポイント</p>

		<p>.....4ポイント</p> <p>ト</p> <p>2施設の廃止(同一都道府県内での再編)</p> <p>.....2ポイント</p> <p>ト</p>	
	f10	<p>・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が10%以上増加。</p> <p>30%以上.....10ポイント</p> <p>25%以上.....8ポイント</p> <p>20%以上.....6ポイント</p> <p>15%以上.....4ポイント</p> <p>10%以上.....2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均稼働率。</p> <p>30%以下.....5ポイント</p> <p>40%以下.....4ポイント</p> <p>50%以下.....3ポイント</p> <p>60%以下.....2ポイント</p> <p>61%以上.....1ポイント</p>
	f11	<p>・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。</p> <p>25%以上.....10ポイント</p> <p>20%以上.....8ポイント</p> <p>15%以上.....6ポイント</p> <p>10%以上.....4ポイント</p> <p>5%以上.....2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理数量が2トン以上。</p> <p>30トン以上.....5ポイント</p> <p>20トン以上.....4ポイント</p> <p>10トン以上.....3ポイント</p> <p>5トン以上.....2ポイント</p> <p>2トン以上.....1ポイント</p>
	f12	<p>・余乳処理の範囲(広域的な需給調整の実施)。</p> <p>6つ以上の都道府県による余乳の処理... 10ポイント</p> <p>5つの都道府県による余乳の処理.....8ポイント</p> <p>4つの都道府県による余乳の処理.....6ポイント</p> <p>3つの都道府県による余乳の処理.....4ポイント</p> <p>2つの都道府県による余乳の処理.....2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする余乳処理施設に生乳を出荷する都道府県数。</p> <p>6つ以上.....5ポイント</p> <p>5つ.....4ポイント</p> <p>4つ.....3ポイント</p> <p>3つ.....2ポイント</p> <p>2つ.....1ポイント</p>

別表 1-2-③（農産物の輸出の推進）

- (1) 要綱別記1のⅡ-3の第1のAの農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備については、メニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を合計1つ選択するものとする。ただし、選択できる目標は類別X1又はX2とする。
- (2) 要綱別記1のⅡ-3の第1のイの農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、類別X3又はX4から1つを必須とし、類別X5からX8までの中から1つ、合計2つの成果目標を選択するものとする。
- (3) 複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つ選択するものとする。
- (4) 目標年度までの輸出向け出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準となるもの又は輸出向け出荷額若しくは輸出向け出荷量が施設の取扱額若しくは取扱量のおおむね1割以上のものに限るものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
<p>耕種作物品目共通 (産地基幹施設の整備)</p>	<p>X1</p>	<p>①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額 1,000 万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 50%以上増……20 ポイント 40%以上増……16 ポイント 30%以上増……12 ポイント 20%以上増……8ポイント 10%以上増……4ポイント</p> <p>新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 10%以上……20 ポイント 9%以上……16 ポイント 8%以上……12 ポイント 7%以上……8ポイント 6%以上……4ポイント</p> <p>・上記に加え、以下の②から⑩までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は 25 ポイントを上限とする。</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIA GAP 及び JGAP 等の認証をいう。以下同じ。)を取得すること……2ポイント ③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること……2ポイント ④ハラール認証を取得すること……2ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること ……2ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること…2ポイント ⑦HACCP認定(民間認証含む。)とハラール認証の両方を取得すること……2ポイント</p>	<p>・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農産物に関しての輸出実績があること。……5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等米国向け梨の生産地域の指定等…5ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること ……4ポイント ④HACCP等認定を取得していること ……4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること ……4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること ……3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること……5ポイント ⑪有機JAS等認証を取得していること ……4ポイント</p>

		<p>⑧施設整備により輸出先国を追加すること(新規の取組の場合、2か国目以降) (1か国につき)2ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出品目を追加すること(新規の取組の場合、2品目目以降) (1か国につき)2ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること 2ポイント</p> <p>⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること.....2ポイント</p> <p>⑫有機JAS等認証を取得すること.....2ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	
<p>耕種作物品目共通 (産地基幹施設の整備)</p>	<p>X2</p>	<p>①輸出向け出荷額の増加額 2億円以上増.....25ポイント 1億円以上増.....22.5ポイント 5,000万円以上増 ..20ポイント 2,500万円以上増 ..17.5ポイント 1,000万円以上増 ..15ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証を取得すること 2ポイント</p> <p>③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること.....2ポイント</p> <p>④ハラル認証を取得すること.....2ポイント</p> <p>⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること 2ポイント</p> <p>⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること.....2ポイント</p> <p>⑦HACCP認定(民間認証含む。)とハラル認証の両方を取得すること.....2ポイント</p> <p>⑧施設整備により輸出先国を追加すること(新規の取組の場合、2か国目以降) (1か国につき)2ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出品目を追加すること(新規の取組の場合、2品目目以降) (1か国につき)2ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること 2ポイント</p> <p>⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略</p>	<p>・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農産物に関しての輸出実績がある.....5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等米国向け梨の生産地域の指定等.....5ポイント</p> <p>③輸出先の求めるGAP認証を取得していること 4ポイント</p> <p>④HACCP等認定を取得していること 4ポイント</p> <p>⑤ハラル認証を取得していること 4ポイント</p> <p>⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること 3ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること 2ポイント</p> <p>⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること.....1ポイント</p> <p>⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること1ポイント</p> <p>⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること.....5ポイント</p> <p>⑪有機JAS等認証を取得していること 4ポイント</p>

		<p>的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること……2ポイント</p> <p>⑫有機JAS等認証を取得すること……2ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	
<p>耕種作物品目共通 (広域集荷環境の整備)</p>	X3	<p>①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合</p> <p>50%以上増……5ポイント</p> <p>40%以上増……4ポイント</p> <p>30%以上増……3ポイント</p> <p>20%以上増……2ポイント</p> <p>10%以上増……1ポイント</p> <p>新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合</p> <p>10%以上……5ポイント</p> <p>9%以上……4ポイント</p> <p>8%以上……3ポイント</p> <p>7%以上……2ポイント</p> <p>6%以上……1ポイント</p> <p>・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証を取得すること……1ポイント</p> <p>③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること……1ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得すること……1ポイント</p> <p>⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること……1ポイント</p> <p>⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること……1ポイント</p> <p>⑦HACCP認定(民間認証含む。)とハラール認証の両方を取得すること……1ポイント</p> <p>⑧施設整備により輸出先国を追加すること(新規の取組の場合、2か国目以降)</p> <p>……(1か国につき)1ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出品目を追加すること(新規の取組の場合、2品目目以降)</p> <p>……(1か国につき)1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること……1ポイント</p> <p>⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること……1ポイント</p> <p>⑫有機JAS等認証を取得すること……1ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	<p>・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員又は委任管理者を含む。)が直近5年間に農産物に関する輸出実績があること……5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること</p> <p>(例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等米国向け梨の生産地域の指定等……5ポイント</p> <p>③輸出先の求めるGAP認証を取得していること……4ポイント</p> <p>④HACCP等認定を取得していること……4ポイント</p> <p>⑤ハラール認証を取得していること……4ポイント</p> <p>⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……3ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……2ポイント</p> <p>⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……1ポイント</p> <p>⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……1ポイント</p> <p>⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合……5ポイント</p> <p>⑪有機JAS等認証を取得していること……4ポイント</p>

<p>耕種作物品目共通 (広域集荷環境の整備)</p>	<p>X4</p>	<p>①輸出向け出荷額の増加額 2億円以上増・・・10ポイント 1億円以上増・・・9ポイント 5,000万円以上増・・・8ポイント 2,500万円以上増・・・6ポイント 1,000万円以上増・・・4ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。以下同じ)を取得すること・・・1ポイント</p> <p>③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること・・・1ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得すること・・・1ポイント</p> <p>⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること・・・1ポイント</p> <p>⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・1ポイント</p> <p>⑦HACCP認定(民間認証含む。)とハラール認証の両方を取得すること・・・1ポイント</p> <p>⑧施設整備により輸出先国を追加すること(新規の取組の場合、2か国目以降) ・・・(1か国につき)1ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出品目を追加すること(新規の取組の場合、2品目以降) ・・・(1か国につき)1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること ・・・1ポイント</p> <p>⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・1ポイント</p> <p>⑫有機JAS等認証を取得すること・・・1ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	<p>・以下の①から⑩までのの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員又は委任管理者を含む。)が直近5年間に農産物に関する輸出実績があること・・・5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等米国向け梨の生産地域の指定等 ・・・5ポイント</p> <p>③輸出先の求めるGAP認証を取得していること ・・・4ポイント</p> <p>④HACCP等認定を取得していること ・・・4ポイント</p> <p>⑤ハラール認証を取得していること ・・・4ポイント</p> <p>⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること ・・・3ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント</p> <p>⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント</p> <p>⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・1ポイント</p> <p>⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること・・・5ポイント</p> <p>⑪有機JAS等認証を取得していること ・・・4ポイント</p>
<p>土地利用型作物 (広域集荷環境の整備)</p>	<p>X5</p>	<p>・以下の①から⑤までのの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①輸出用に事前契約を行う面積を10%以上増加 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p>②輸出用米の取扱面積のうち、複数年契約(3年間)を行う面積の割合を4ポイント以上増加 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①輸出用に事前契約を行っていること・・・3ポイント ・さらに複数年契約(3年間)を行っている場合又は多収品種を輸出している場合・・・2ポイント加算(計5ポイント)</p> <p>②複数産地の米を輸出していること 5産地以上・・・5ポイント 4産地・・・4ポイント 3産地・・・3ポイント 2産地・・・2ポイント</p> <p>③複数の国に米を輸出していること 5カ国以上・・・5ポイント 4カ国・・・4ポイント</p>

		<p>6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>③輸出用米の取扱数量のうち、生産コスト削減に資する多収品種(※)の割合を4ポイント以上増加</p> <p>12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※栽培試験の結果が事業実施地区の平均年収よりおおむね1割以上高い品種</p> <p>④輸出用米の取扱産地を1産地以上増加</p> <p>5産地以上・・・10ポイント 4産地・・・8ポイント 3産地・・・6ポイント 2産地・・・4ポイント 1産地・・・2ポイント</p> <p>⑤新たな輸出国の開拓</p> <p>5カ国以上・・・10ポイント 4カ国・・・8ポイント 3カ国・・・6ポイント 2カ国・・・4ポイント 1カ国・・・2ポイント</p>	<p>3カ国・・・3ポイント 2カ国・・・2ポイント</p>
畑作物・地域特産物(茶)(広域集荷環境の整備)	X6	<p>・以下の①から④までの中から1つ選択するものとする。</p> <p>①新たな輸出先国の開拓を1カ国以上とすること</p> <p>5カ国・・・10ポイント 4カ国・・・8ポイント 3カ国・・・6ポイント 2カ国・・・4ポイント 1カ国・・・2ポイント</p> <p>②輸出相手国における契約販売件数を1件以上とすること</p> <p>5件・・・10ポイント 4件・・・8ポイント 3件・・・6ポイント 2件・・・4ポイント 1件・・・2ポイント</p> <p>③輸出向け茶製品を1種類以上追加すること</p> <p>5種類・・・10ポイント 4種類・・・8ポイント 3種類・・・6ポイント 2種類・・・4ポイント 1種類・・・2ポイント</p> <p>④無化学農薬茶取扱指数を直近値より2以上増加。(なお、無化学農薬茶取扱指数とは、化学合成農薬を使用せず生産(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)した茶の取扱量を、当該年の全取扱量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>10以上・・・10ポイント 8以上・・・8ポイント 6以上・・・6ポイント 4以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント</p>	<p>・以下の①から④までの中から1つ選択するものとする。</p> <p>①輸出実績のある国数</p> <p>5カ国・・・5ポイント 4カ国・・・4ポイント 3カ国・・・3ポイント 2カ国・・・2ポイント 1カ国・・・1ポイント</p> <p>②輸出相手国における契約販売実績件数</p> <p>5件・・・5ポイント 4件・・・4ポイント 3件・・・3ポイント 2件・・・2ポイント 1件・・・1ポイント</p> <p>③輸出実績のある茶製品数</p> <p>5種類・・・5ポイント 4種類・・・4ポイント 3種類・・・3ポイント 2種類・・・2ポイント 1種類・・・1ポイント</p> <p>④直近の無化学農薬茶取扱指数が2以上。(なお、無化学農薬茶取扱指数とは、化学合成農薬を使用せず生産(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)した茶の取扱量を、当該年の全取扱量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>10以上・・・5ポイント 8以上・・・4ポイント 6以上・・・3ポイント 4以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント</p>

<p>畑作物・地域特産物 (いも類)、果樹及び 野菜(広域集荷環境 の整備)</p>	<p>X7</p>	<p>・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。</p> <p>①輸送コスト 10%以上……10ポイント 8%以上……8ポイント 6%以上……6ポイント 4%以上……4ポイント 2%以上……2ポイント</p> <p>②施設整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合は2品目目以降)1品目につき……10ポイント</p> <p>③新たな輸出国の開拓 5カ国……10ポイント 4カ国……8ポイント 3カ国……6ポイント 2カ国……4ポイント 1カ国……2ポイント</p>	<p>・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。</p> <p>①輸送コスト低減のため、大ロット輸送に取り組んでいること……3ポイント</p> <p>②輸出実績のある品目数 5種類以上……5ポイント 4種類……4ポイント 3種類……3ポイント</p> <p>③輸出実績のある国数 5カ国……5ポイント 4カ国……4ポイント 3カ国……3ポイント</p>
<p>花き (広域集荷環境の整備)</p>	<p>X8</p>	<p>・以下の①から④までの中から1つ選択するものとする。</p> <p>①輸送コスト 10%以上……10ポイント 8%以上……8ポイント 6%以上……6ポイント 4%以上……4ポイント 2%以上……2ポイント</p> <p>②施設整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合は2品目目以降)1品目につき……10ポイント</p> <p>③新たな輸出国の開拓 5カ国……10ポイント 4カ国……8ポイント 3カ国……6ポイント 2カ国……4ポイント 1カ国……2ポイント</p> <p>④輸出を行う生産出荷者数の増加 30%以上……10ポイント 25%以上……8ポイント 20%以上……6ポイント 15%以上……4ポイント 10%以上……2ポイント</p>	<p>・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。</p> <p>①鮮度保持のため、低温流通に取り組んでいること……3ポイント</p> <p>②輸出実績のある品目数 5種類以上……5ポイント 4種類……4ポイント 3種類……3ポイント</p> <p>③輸出実績のある国数 5カ国……5ポイント 4カ国……4ポイント 3カ国……3ポイント</p>

別表 1-2-④（みどりの食料システム戦略の推進）

メニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ、別表 1-2-①の関連メニューから1つ、合計2つを選択するものとする。

複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つ選択するものとする。

なお、みどりの食料システム戦略の推進に係る成果目標が6ポイント未満の事業計画は、配分対象としないものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	Z1	<p>化学農薬の使用回数を5%以上削減。 50%以上削減又は化学農薬不使用 ……………10ポイント 30%以上削減……………8ポイント 10%以上削減……………6ポイント 8%以上削減……………4ポイント 5%以上削減……………2ポイント</p> <p>※ただし、有機農業の取組及び完全人工光型の施設整備に取り組む場合には、本成果目標は選択不可</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区において化学農薬の使用回数の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。</p> <p>50%以上低い……………5ポイント 45%以上低い……………4ポイント 40%以上低い……………3ポイント 35%以上低い……………2ポイント 30%以上低い……………1ポイント</p>
	Z2	<p>単位面積当たりの化学肥料の使用量を10%以上削減。 30%以上削減又は化学肥料不使用 ……………10ポイント 25%以上削減……………8ポイント 20%以上削減……………6ポイント 15%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※ただし、有機農業の取組及び完全人工光型の施設整備に取り組む場合には、本成果目標は選択不可</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区において単位面積当たりの化学肥料の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。</p> <p>50%以上低い……………5ポイント 45%以上低い……………4ポイント 40%以上低い……………3ポイント 35%以上低い……………2ポイント 30%以上低い……………1ポイント</p>
	Z3	<p>農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量を事業実施前過去3年間の平均と比較して15%以上削減。 60%以上……………10ポイント 50%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 30%以上……………4ポイント 15%以上……………2ポイント</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区における農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、原則として経営指標や栽培暦などの地域の標準的な単位面積当たりの使用量と比較して、10%以上低い。</p> <p>30%以上低い……………5ポイント 25%以上低い……………4ポイント 20%以上低い……………3ポイント 15%以上低い……………2ポイント 10%以上低い……………1ポイント</p>

Z4	<p>農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量を事業実施前過去3年間の平均と比較して15%以上削減。</p> <p>60%以上.....10ポイント 50%以上.....8ポイント 40%以上.....6ポイント 30%以上.....4ポイント 15%以上.....2ポイント</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区における化石燃料のみに依存しない施設(ハイブリッド型園芸施設等)の面積の割合が10%以上</p> <p>70%以上...5ポイント 55%以上...4ポイント 40%以上...3ポイント 25%以上...2ポイント 10%以上...1ポイント</p>
Z5	<p>事業実施地区における有機農業の取組面積の割合を0.7ポイント(※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント)以上増加。</p> <p>5.6ポイント以上.....10ポイント 4.2ポイント以上.....8ポイント 2.8ポイント以上.....6ポイント 1.4ポイント以上.....4ポイント 0.7ポイント以上.....2ポイント</p> <p>※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上.....10ポイント 40ポイント以上.....8ポイント 30ポイント以上.....6ポイント 20ポイント以上.....4ポイント 10ポイント以上.....2ポイント</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区における有機農業の取組面積の割合が0.1%以上。</p> <p>2.4%以上.....5ポイント 1.2%以上.....4ポイント 0.6%以上.....3ポイント 0.3%以上.....2ポイント 0.1%以上.....1ポイント</p> <p>※新規取組を対象とした施設等の整備を行う場合に、以下のいずれかの取組を行う場合.....5ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること ・生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと
Z6	<p>受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上...10ポイント 25ポイント以上...8ポイント 20ポイント以上...6ポイント 15ポイント以上...4ポイント 5ポイント以上...2ポイント</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1、2の成果目標は選択不可</p> <p>※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。</p>	<p>受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合が5%以上。</p> <p>30%以上...5ポイント 25%以上...4ポイント 20%以上...3ポイント 15%以上...2ポイント 5%以上...1ポイント</p> <p>※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。</p>
Z7	<p>労働生産性を10%以上向上。</p> <p>30%以上...10ポイント 25%以上...8ポイント 20%以上...6ポイント 15%以上...4ポイント 10%以上...2ポイント</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1、2の成果目標は選択不可</p> <p>※要綱別表1のIに定める(8)食品事業者以外は選択不可。</p>	<p>労働生産性が過去5年平均と比較して3%以上高い。</p> <p>15%以上...5ポイント 12%以上...4ポイント 9%以上...3ポイント 6%以上...2ポイント 3%以上...1ポイント</p>

別表 1-2-⑤ (産地における戦略的な人材育成の推進)

メニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ、別表 1-2-①の関連メニューから1つ、合計2つを選択するものとする。

複数の作物(メニュー)に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な作物(メニュー)の達成すべき成果目標を1つ選択するものとする。

なお、産地における戦略的な人材育成の推進に係る成果目標が6ポイント未満の事業計画は、配分対象としないものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
産地における戦略的な人材育成の推進	Y1	事業実施年度から目標年度までの新規就農者数が、事業実施3年前までの新規就農者数と比較して120%以上。 200%以上……10ポイント 180%以上……8ポイント 160%以上……6ポイント 140%以上……4ポイント 120%以上……2ポイント ※事業実施3年前までの新規就農者が0人の場合は1人として割合を算出すること。	事業実施主体において、以下の取組等に該当する場合。 3つ以上……5ポイント 2つ以上……3ポイント 1つ以上……1ポイント ・農業経営に関する実践的な研修(OJT研修)体制が整備されている。 ・農業経営に関する外部研修・就農相談セミナー等の講師となっている者がいる。 ・受入研修生に対して十分な指導を行うことのできる者(指導農業士等)がいる。 ・就農予定者への住居のあっせんを行っている。 ・就農予定者への農地のあっせんを行っている。 ・事業実施前3年間に新規就農した者の定着率が80%以上。

【産地競争力の強化の加算ポイント】

別表 2（特別加算ポイント）

別表 1 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか 2 つまでポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 及び別表 2 までのポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

（国産飼料増産加算ポイント）

国産飼料増産加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（1）のエの取組については、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画において、飼料の自給率の向上に関する事項の計画が定められており、かつ、目標の飼料自給率が現在の飼料自給率より向上する計画を策定している地区の場合は 1 ポイントを加算できるものとする。

（環境負荷低減等の取組推進加算ポイント）

環境負荷低減等の取組推進加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 の取組については、GAP 認証（GLOBAL G. A. P.、AS I AGAP、J G A P（農産）又は J G A P（畜産）をいう。）を取得している受益者が 7 割以上の場合は 1 ポイント加算できるものとする。

（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の「生産方式革新実施計画」との連携加算ポイント）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の「生産方式革新実施計画」との連携加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の取組については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新事業活動の実施に関する計画（以下「生産方式革新実施計画」という。）の認定を受けている場合、かつ、当該生産方式革新実施計画において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は 1 ポイント加算できるものとする。

（輸出事業計画との連携加算ポイント）

「輸出事業計画」との連携加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 の取組については、「輸出事業計画」（輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）により策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。）において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は 1 ポイント加算できるものとする。

（安定取引関係確立事業活動計画との連携加算ポイント）

「安定取引関係確立事業活動計画」との連携加算ポイントの内容

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、農林水産大臣が認定した「安定取引関係確立事業活動計画」において、取組主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

（農福連携の取組加算ポイント）

農福連携の取組加算ポイントの内容
<p>障害者の雇用等の農福連携の取組については、以下の要件を満たし、かつ障害者の雇用等の農福連携の取組を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要となる施設等を整備する場合は1ポイント加算できるものとする。</p> <p>農福連携の取組を実施する場合には、整備対象施設に農産物を出荷・供給する予定の受益地において1名以上の障害者が雇用されており、その障害者が農作業等に従事している、又は、本事業で整備する施設の完成直後に1名以上障害者を雇用し、当該施設若しくは当該施設に農産物を出荷・供給する受益地においてその障害者が農作業等に従事することが確実と見込まれる場合とする。</p> <p>なお、障害者就労施設に農作業等を請け負わせる場合は、請け負わせる作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者を雇用とみなすことができるものとする。</p> <p>ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者雇用義務のある事業実施主体においては、上記の要件に加え、法定雇用率を達成しているものとする。</p>

別表3（都道府県加算ポイント）

別表1及び別表2までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表3までのポイントの合計は33ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
<p>事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、産地競争力の強化のメニューから加算対象とすることができることとする。</p> <p>この場合においては、各都道府県において加算する1年度当たりのポイントは2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に、第5及び第6に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して1又は2ポイント加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。</p> <p>ただし、過去に実施した産地基幹施設等支援タイプの成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱別記1のIの第3の4の（3）による改善措置の指導を受けている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を5パーセント減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととし、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業についても、同様の取扱いを行うものとする。</p>

別表4（将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイント）

別表1から3までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から4までのポイントの合計は34ポイントを上限とする。

将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイントの内容
<p>地域計画のうち、「将来像が明確化された地域計画」*を受益地がある市町村の半数以上が策定している場合は、1ポイントを加算できるものとする。</p> <p>※「将来像が明確化された地域計画」とは以下の(1)、(2)を満たす計画とする。</p> <p>(1) 農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。</p> <p>ア 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。</p> <p>イ 目標集積率が8割以上であること。</p> <p>ただし、都府県にあつては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。</p> <p>(2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合</p> <p>地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること</p> <p>イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること</p>

別表5 (輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイント)

別表1から別表4までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか1つのポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

(輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイント)

輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイントの内容
<p>加工業務用の原材料として供給する3年以上の基本契約(対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。)を事業実施主体と輸入農畜産物から国産へ切り替えようとする実需者で契約している場合には、事業で整備した施設における対象品目の取扱量の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。</p> <p>(1) 3割以上・・・1ポイント</p> <p>(2) 5割以上・・・2ポイント</p> <p>(3) 8割以上・・・3ポイント</p>

別表6 (みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント)

別表1から別表5までに定めるポイントに加え、以下に掲げる(1)又は(2)の場合は、いずれか1つポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表6までのポイントの合計は39ポイントを上限とする。

(みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント)

みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの内容

(1) 受益者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号、以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。

ア 5割以上・・・1ポイント

イ 8割以上・・・2ポイント

なお、上記に関わらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益者に占める計画認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとする。

(2) 事業実施主体がみどりの食料システム法に基づき、基盤強化確立事業実施計画の認定を受けている場合、1ポイントを加算できるものとする。

別表7（優先枠加算ポイント）

別表1から別表6までに定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、いずれか1つの取組についてポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表7までのポイントの合計は44ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容
次に掲げる（1）から（3）までの取組（要綱別表1のIのメニューの欄の1の（1）の取組を行う場合に限る）又は要綱別表1の（2）のアからエまでの取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順（同一ポイントの場合は、配分前交付金要望額の小さい順）に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5ポイント（ただし、水田農業の高収益化においては、事業完了後6年以内に畑地化する水田を1/2未満含む事業実施計画は3ポイント、農業用ハウスについては、事業完了年度内までに畑地化する事業実施計画は3ポイント（含まない場合は加算対象外）、畑作物の本作化においては、畑地化した水田を1/2未満含む事業実施計画は3ポイント）加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。

（1）中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

中山間地域の競争力強化加算ポイントの内容
次のア及びイの事項を記載した対象となる地域における地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域別農業振興計画をいう。）を策定し、中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を行う場合。
ア 現状と課題
イ 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

（2）重点政策推進の取組

（水田農業の高収益化及び畑作物の本作化の取組）

加算ポイントの内容

1 水田農業の高収益化

水田農業の高収益化に向けた体制整備のため以下の全ての要件を満たし、水田における高収益作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経安実施要綱」という）IVの第2の1の（6）の③の（注1）に規定する高収益作物をいう。以下同じ。）及び子実用とうもろこしの導入・定着に計画的に取り組む産地において必要となる施設等の整備を行う場合。

ア 水田における高収益作物及び子実用とうもろこしの導入・定着を図るため、本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいう。）が地方農政局長等により承認されていること。

イ 水田が受益面積の過半を占めること。加えて、水田とは、経安実施要綱の別紙1に定める交付対象水田をいい、事業完了後6年以内に畑地化（経安実施要綱の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。）するものを1/2以上含むこと。なお、農業用ハウスについては事業完了年度内までに対象施設全てで畑地化すること。

2 畑作物の本作化

畑作物の本作化に向けて、以下の要件を満たし、必要となる施設等の整備を行う場合。

・平成30年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地、経安実施要綱の別紙14「畑地化促進助成について」の1の（1）に規定する取組の対象となった農地及び経安実施要綱の別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の（1）に規定する取組の交付対象となった農地が受益面積の1/2以上を占めること。

なお、1及び2において、整備できる施設については、以下のものに限るものとする。

- （1）野菜、果樹及び花きを対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、農業廃棄物処理施設整備及び用土等供給施設（花きに限る。）の整備。
- （2）畑作物・地域特産物を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設及び有機物処理・利用施設の整備。
- （3）土地利用型作物（麦類）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び産地管理施設の整備。
- （4）土地利用型作物（豆類）を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び産地管理施設の整備。
- （5）子実用とうもろこしを対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設及び産地管理施設、国産飼料関連施設の整備。

（3）物流革新に向けた取組

加算ポイントの内容

物流革新に向けた施設整備を行う場合。ただし、成果目標の1つは、流通コストの縮減を必須とする。

【農産物の輸出の推進の加算ポイント】

別表 8 (加算ポイント①)

別表 1 に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1 及び別表 8 のポイントの合計は 31 ポイントを上限とする。

(フラッグシップ輸出産地加算ポイント)

加算ポイントの内容
フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）の施設整備である場合は、1 ポイントを加算できるものとする。

別表 9 (加算ポイント②)

別表 1 に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1、別表 8 及び別表 9 のポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

(将来像が明確化された地域計画の連携加算ポイント)

加算ポイントの内容
地域計画のうち、「将来像が明確化された地域計画」※を受益地がある市町村の半数以上が策定している場合は、1 ポイントを加算できるものとする。 ※「将来像が明確化された地域計画」とは以下の（１）、（２）を満たす計画とする。
（１）農用地の利用の集積に関する目標 地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。 ア 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。 イ 目標集積率が 8 割以上であること。 ただし、都府県にあっては、農業地域類型が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が 6 割以上であれば可とする。
（２）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合 地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。 ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1 割未満であること イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2 割未満であること

【みどりの食料システム戦略の推進の加算ポイント】

別表 10 (加算ポイント①)

別表 1 に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、いずれか 1 つのポイント（みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの場合は（１）から（３）のうちいずれか 1 つ）を加算できるものとする。

ただし、別表 1 及び別表 10 のポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

(みどりの食料システム戦略の推進関連事業との連携加算ポイント)

加算ポイントの内容
みどりの食料システム戦略の推進関連事業において策定された産地戦略若しくは有機農業実施計画又はオーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）に基づき認定を受けた有機農業実施計画において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

(みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント)

加算ポイントの内容
(1) 受益者がみどりの食料システム法に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。 ア 5割以上・・・1ポイント イ 8割以上・・・2ポイント なお、上記に関わらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益者に占める計画認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとする。
(2) 事業実施主体がみどりの食料システム法に基づき、基盤強化確立事業実施計画の認定を受けている場合、1ポイントを加算できるものとする。
(3) みどりの食料システム法に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、求められる活動に資する施設整備を行う場合、1ポイントを加算できるものとする。

別表 11 (加算ポイント②)

別表 1 及び別表 8 に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1、別表 10 及び別表 11 のポイントの合計は 33 ポイントを上限とする。

(環境負荷低減等の取組推進加算ポイント)

環境負荷低減等の取組推進加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 2 の取組については、GAP 認証（GLOBAL G. A. P.、A S I A G A P、J G A P（農産）又は J G A P（畜産）をいう。）を取得している受益者が 7 割以上の場合は 1 ポイント加算できるものとする。

別表 12 (加算ポイント③)

別表 1、別表 10 及び別表 11 に定めるポイントに加え、以下の場合は、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1、別表 10 から別表 12 までのポイントの合計は 35 ポイントを上限とする。

(有機農畜産物等の取組加算ポイント)

加算ポイントの内容

有機農畜産物又は特別栽培農産物の取組を行っている受益者が5割以上の場合は2ポイント(特別栽培農産物の場合は1ポイント)加算できるものとする。

別表13(加算ポイント④)

別表1、別表10から別表12までに定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1、別表10から別表13までのポイントの合計は38ポイントを上限とする。

(グリーン化モデル施設との連携加算ポイント)

加算ポイントの内容

グリーン化モデル施設に位置付けられた施設整備を行う場合は、3ポイント加算できるものとする。
